

特許庁委託事業

インドネシアにおける  
模倣品流通動向調査

2023年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構  
ジャカルタ事務所

## 目次

1. 目的 .....	4
2. 調査結果 .....	4
2.1 物理的市場の調査 .....	4
2.1.2 序論 .....	4
2.1.3 業界特有の課題 .....	4
2.1.4 模倣品市場に関する情報 - 実地調査 .....	5
2.2 オンライン調査 .....	20
2.2.1 序論 .....	20
2.2.2 模倣品のオンライン市場調査 .....	21
3. 最近の政策と主な法改正 .....	23
3.1 税関 .....	23
3.2 IP に関する法令 .....	23
3.2.1 オムニバス法 .....	23
3.2.2 2023年刑法第1号 .....	23
3.3 インドネシアの法規制および関連するティクダウン規定 .....	25
3.4 IP の啓蒙活動と教育プログラム .....	26
4. 模倣品取り締まり機関に関する報告 .....	27
4.1. 模倣品取り締まりの関連機関およびそれぞれの管轄と権限 .....	27
4.2. 過去5年の模倣品事件 .....	28
5. インドネシアの市場における模倣品の実態に関する報告 .....	34
5.1 模倣品の流通 .....	34
5.2.2 税関チェックポイントでの模倣品の流通量 .....	35
5.2 インドネシアにおける模倣品の製造と組立て .....	37
5.3 模倣品の消費 .....	37
6. インドネシアにおける企業の模倣品対策に関する報告 .....	38
6.1 模倣品が発見された際の対策、対策に要する時間とコスト、対策の成否の理由を説明する。また、模倣品が流通している場合の企業に対する助言も紹介する。 .....	38
付属書1B：著作権刑事訴訟のフローチャート .....	42
付属書1A：商標刑事訴訟のフローチャート .....	43
6.2 オンラインの模倣品対策を含め、模倣品対策を積極的に実施している日本、欧州、米国の企業の事例 .....	44

## 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し、また翻訳に際しても翻訳会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。

また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。

本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な最新の法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび調査委託先、翻訳業務委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。

これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

## 1. 目的

本報告書の目的は、近年のインドネシアにおける模倣品の製造、流通、消費の実態を調査し、インドネシアにおける流通の実態を明らかにすることである。本調査は、インドネシアの様々な市場で入手できる電気製品、化粧品、衣類、履物、スポーツ用品を含む様々な製品カテゴリーを対象としている。一方、医薬品等の一部の製品は本調査の対象外であり、市場調査に含まれていない。

## 2. 調査結果

### 2.1 物理的市場の調査

#### 2.1.2 序論

世界第4位の人口を誇るインドネシアは、東南アジアの中でも極めて有望な市場である<sup>1</sup>。世界最大の模倣品製造国である中国に近いことから、インドネシアは同地域最大の模倣品市場になりつつある<sup>2</sup>。第三国における知的財産(IP)権の保護と執行に関する欧州委員会の2021年報告書ではIPの保護と執行に関する懸念が残っているとして、インドネシアは優先順位第3位に分類されている。この報告書で優先順位第3位に分類されている国(IPに関する深刻な問題が見られ、EU企業に相当の損害を与えている国)には、アルゼンチン、ブラジル、エクアドル、マレーシア等が含まれる。中国は、知的財産権(IPR)の保護と執行に関する問題の規模と持続性を理由に、引き続き優先順位第1位に指定されている。

本報告書では、大量の模倣品や税関の不十分な水際取締り、現地企業による外国商標の不正貼付等、インドネシアが抱えるいくつかの深刻な問題を取り上げる<sup>3</sup>。米国通商代表部(USTR)の2022年版スペシャル301条報告書においても、模倣品の拡散と不十分な執行に対する懸念が指摘されている<sup>4</sup>。

インドネシアの模倣品の多くはジャカルタに集中しており、ジャカルタは同国における模倣品の巨大取引市場となっている。物理的市場の調査では、ジャカルタ市内の様々な市場で数種類の模倣品が販売されていることが観察された。ジャカルタ地域では複数の場所で模倣品が販売されているものの、主なホットスポットは、Tanah Abang地区とMangga Dua地区である。

本市場調査報告書ではまず、衣類、バッグ、装身具、化粧品、スペアパーツ、電子機器等のホットスポットとして知られる北ジャカルタのMangga Dua地区を考察する。同市場では日本製品も販売されている。この地区には店舗が密集しており、市場の至る所に売店が並んでいる。この地区には複数のモール(Pasar Pagi Mangga Dua、Harcos Glodok Mangga Dua、Mangga Dua Mall)があり、販売されている主な商品カテゴリーは、衣類、バッグ、装身具、化粧品、電子機器等である。

一方、西ジャカルタのGlodok地区では、様々な用具製品が販売されている。Glodok Mallには小さい店舗が密集し、安全工具、金物/用具、電気機器、スペアパーツ、電子機器等の様々な用具を販売している。この他にも、西ジャカルタにはスペアパーツを販売しているPasar Asem Reges等の地区がある。Pasar Asem Regesはジャカルタ圏やジャカルタ市外の人々にも広く知られている。

中央ジャカルタには小規模なモールから構造化された中規模なモールに至るまで、多様なモールが存在する。Tanah Abang地区は衣料品店の中心地である。6階建ての建物に約450店舗が入居し、ひしめき合っている。このモールは非常に混雑しており、衣類、ファッショングoods、子供服、装身具等の模倣品が販売されていることが分かっている。

また、中央ジャカルタには、衣料品店、靴屋、スペアパーツ販売店などが入居する中規模モールのPlaza Atrium Senenもある。Senen Jayaも中央ジャカルタにあるホットスポットであり、腕時計販売店が立ち並ぶ。

南ジャカルタには、より見栄えの良いモールが複数あるが、人の往来はTanah Abang地区ほどではない。南ジャカルタに位置するモールは、Blok MやPasar Taman Puring等である。Blok Mは、トヨタやダイハツ、ホンダ等のスペアパーツの模倣品が販売されていることでも知られている。

東ジャカルタにはモールや模倣品を販売している地区ではなく、大部分が住宅街である。最後に、ジャカルタ郊外のTangerang地区とBekasi地区には、Ciledug地区のBSD PlazaやCBD Mall等のモールがある。この地区では、衣類、履物、冷蔵庫等の電化製品をはじめとする様々なカテゴリーの製品が販売されている。

ジャカルタ全体を見ると模倣品を販売する市場は北部に集中している一方で、中央ジャカルタには模倣品を販売するより構造化された店舗が存在し、モールはそれほど密集していない。また、セカンド品や不合格品を販売する工場直販店がジャカルタ全域に存在し、模倣品を販売していることもある。しかし、こうした店舗は減少傾向にある。最近では、ブランド所有者は工場直販店に大きな重点を置いていない。また、コロナ禍で多くの店舗が閉店し、オンライン店舗が増加している。

#### 2.1.3 業界特有の課題<sup>5</sup>

オートバイや自動車のスペアパーツは、正規品と模倣品を見分けるのが極めて困難である。模倣品は精巧なパッケージを使用して正規品として包装されているか、正規品のパッケージを使用して再包装されているため、模倣品と正規品を見分けるのは極めて困難である。最近では、互換品の販売シェアも伸びている。

スペアパーツの販売店は市内の至る所に点在しているため、市場を絞り込むのはさらに困難であり、一元化された市場調査を実施するのも非常に困難である。模倣品調査を専門とする企業のPlansearchによると、ジャカルタに流通しているスペアパーツ製品の半分以上が模倣品である。電子機器に関しては、偽造された保証書を本物と誤認する販売者が多い。

<sup>1</sup> [https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?most\\_recent\\_value\\_desc=true](https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?most_recent_value_desc=true)

<sup>2</sup> <https://rouse.com/insights/news/2020/the-counterfeit-goods-surge-in-southeast-asia>

<sup>3</sup> [https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/april/tradoc\\_159553.pdf](https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/april/tradoc_159553.pdf)

<sup>4</sup> <https://ustr.gov/sites/default/files/IssueAreas/IP/2022%20Special%20Report.pdf>

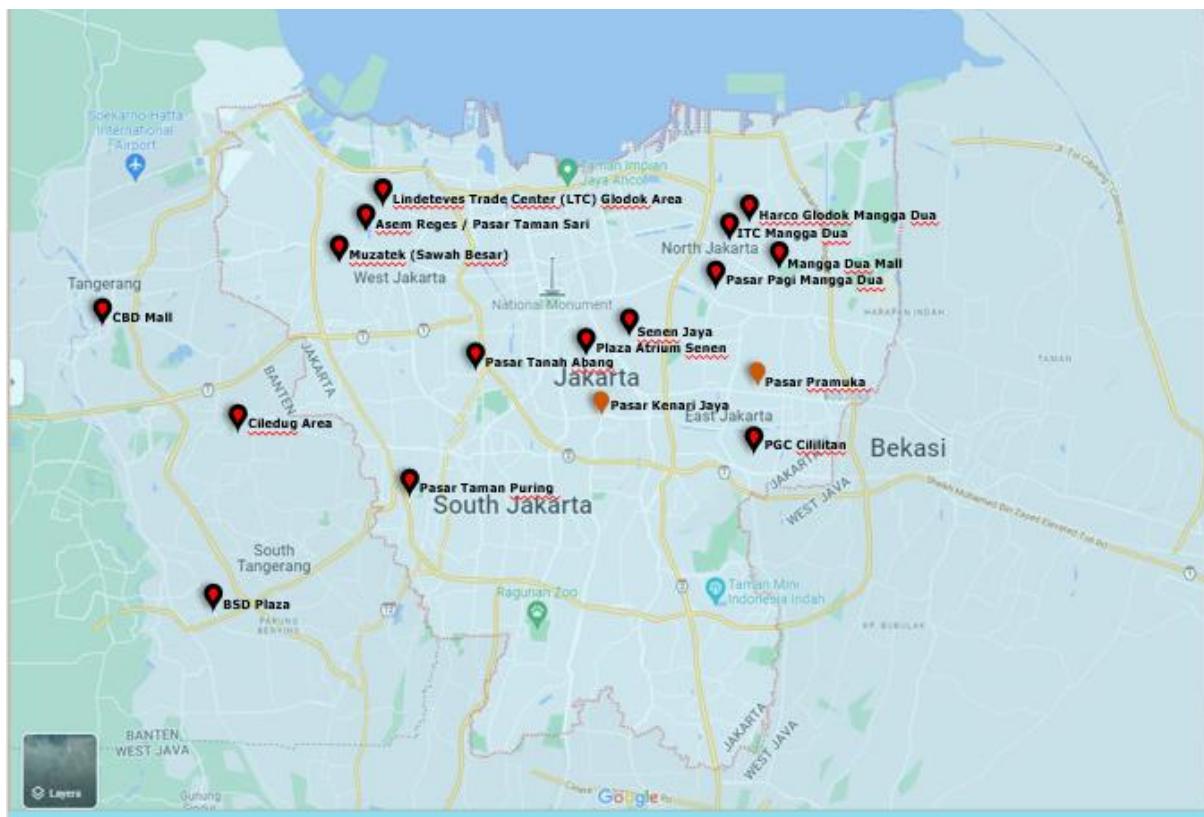
<sup>5</sup> Plansearchへのヒアリング調査

## 2.1.4 模倣品市場に関する情報 - 実地調査

以下では、模倣品の流通状況を把握するために実施された市場調査に基づき、ジャカルタ市内の主要市場の現状を詳しく報告する。

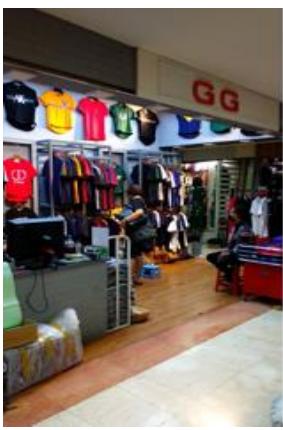
主要市場の所在地は以下の地図を参照のこと。

- オレンジ色 - 日本製品が販売されていた地区



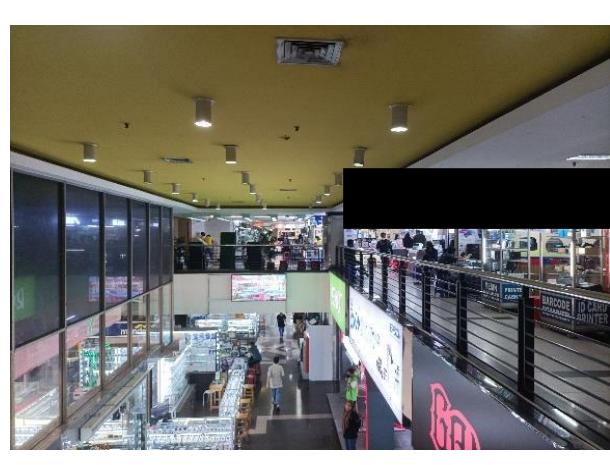
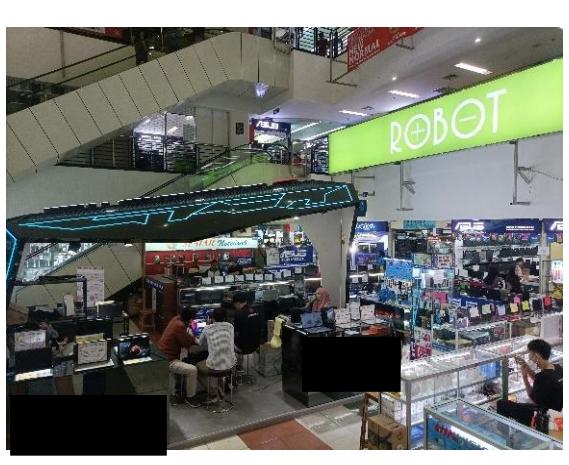
## 北ジャカルタの市場

### PASAR PAGI MANGGA DUA

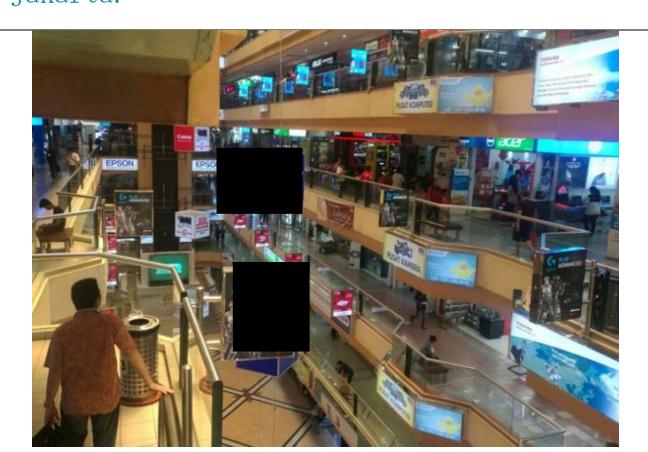
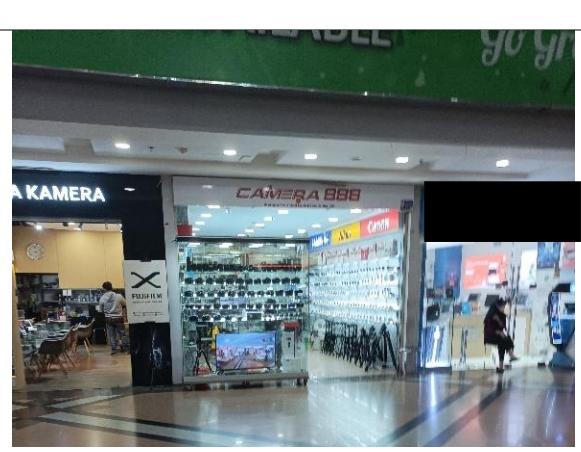
 <p>住所 : Jl. Mangga Dua Raya, Ancol, Kec. Pademangan, Kota Jkt Utara, Daerah Khusus Ibukota Jakarta</p>	<p>Pasar Pagi Mangga Dua は、衣類、バッグ、装身具、化粧品等が販売されている北ジャカルタの主要地区である。同市場では日本製品も販売されている。この市場で販売されている日本製品/日本ブランドの模倣品は市場全体の5~10%程度である。この市場で見つかった模倣品のほとんどは米国と欧州由来のもので、販売されている製品の品質は低水準から中水準である。これらのモールで販売されている衣類は、正規価格よりも約80%割安である。</p>
 	 
 	 

### HARCO GLODOK MANGGA DUA

 <p>住所 : Jl. Mangga Dua Raya Ancol, Kecamatan Sawah Besar, Jakarta Utara</p>	<p>Harco Mangga Dua は Mangga Dua Mall の隣にあり、各種電子機器、コンピューター、およびこれらの製品のスペアパーツ等を販売する店舗が集中している。これらの市場では、様々な店舗がスペアーツ、家電製品、携帯電話、テレビ、ラジオ、トランシーバー、カートリッジ、リファイル製品が販売されている。また、ハードディスクドライブ(HDD) やゲームのコントローラーの模倣品も見つかった。</p>
---	--

	
	
<b>HDD 製品</b>	<b>ゲームコントローラー</b>
HDD 製品の価格は約 35% 割安で販売されている。	ゲームコントローラー製品の中には価格が約 90% 割安のものもあった。

## MANGGA DUA Mall

	<p>Mangga Dua Mall は、コンピューター、電子機器、携帯電話のアクセサリー、プリンター、カートリッジ、カメラおよび関連アクセサリーを販売するジャカルタ最大規模の市場である。Mangga Dua Mall の向かいには ITC Mangga Dua がある。二つのモールは連絡橋で接続されている。このモールでは、フラッシュドライブ、電池、家庭用ゲーム機のコントローラーの模倣品が見つかった。</p>
	

モール内部の様子



フラッシュドライブ

モール内部の様子



ゲームコントローラー

ゲームコントローラー製品が正規価格よりも約70%割安の価格で販売されているのが見つかった。

### ITC MANGGA DUA



住 所 : Jl. Mangga Dua Raya, Ancol, Kec. Pademangan, Kota Jkt Utara, Daerah Khusus Ibukota.

ITC Mangga Dua Mall は北ジャカルタの Mangga Dua 地区に位置する。このショッピングセンターでは、衣類、バッグ、履物、土産物等、様々な種類のファッショն用品が販売されている。

ほとんどの店舗は、オーナーまたはオーナー一族が管理している。販売されている製品は中国製であるとすべての従業員が主張した。



## 西ジャカルタの市場

### LINDETEVES TRADE CENTRE (GLODOK 地区)

	<p>Lindeteves Trade Center (LTC) は、様々な用具が販売されている西ジャカルタのホットスポットである。安全工具、金物/用具、電気機器、スペアパーツ、電子機器等の様々な用具を販売している。製品が正規品であるか模倣品であるかを確認するには、さらなる検証が必要である。</p>
<p>住所 : Jl. Hayam Wuruk, Mangga Besar, Kec. Taman Sari, Kota Jakarta Barat, Daerah Khusus Ibukota Jakarta</p> 	

### MUZATEK (SAWAH BESAR)

 <p>住所 : Jl. S Wiryopranoto Maphar Taman Sari Jakarta Barat DKI Jakarta.</p>	<p>西ジャカルタにある Muzatek は、様々なスペアパーツ製品の販売で知られている。自動車用の各種スペアパーツの他、重機、船舶、発電機等の部品が販売されている。Muzatek 市場は Atrium Senen のスペアパーツ市場より前に開設された。</p> <p>この市場では日本ブランドのスペアパーツが販売されており、製品が正規品であるか模倣品であるかを確認するには、さらなる検証が必要である。</p>
---	---



#### PASAR ASEM REGES



住所 : Jl. Taman Sari Raya, Taman Sari, Kec. Taman Sari, Kota Jakarta Barat, Daerah Khusus Ibukota Jakarta

Pasar Asem Reges は各種スペアパーツ製品が販売されている西ジャカルタのもう一つの地区である。この市場はジャカルタ圏やジャカルタ市外の顧客に広く知られている。顧客が買い求める主な製品は、自動車部品、重機、発電機等である。製品が正規品であるか模倣品であるかを確認するには検証が必要である。





## 中央ジャカルタの市場

### TANAH ABANG

住所： Jl. H. Fachrudin, Karet Tengsin, Kecamatan Tanah Abang, Kota Jakarta Pusat, Daerah Khusus Ibukota Jakarta.

Tanah Abangha は、衣類を中心とする卸売業者が集中している場所である。PGMTA のほぼすべての販売業者はインドネシア各地の市場に製品を供給している。6 階建ての建物に約 450 店舗が入居している。



販売業者は衣類を卸売数量で販売している。この地区に複数の店舗を所有しているオーナーが多い。



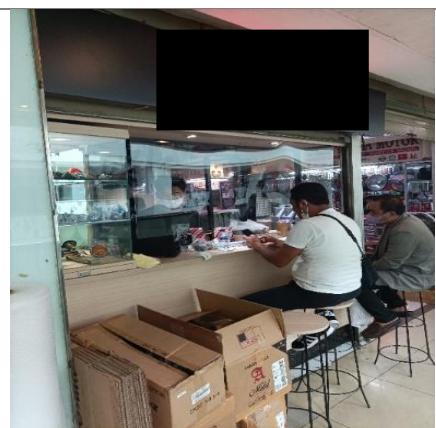


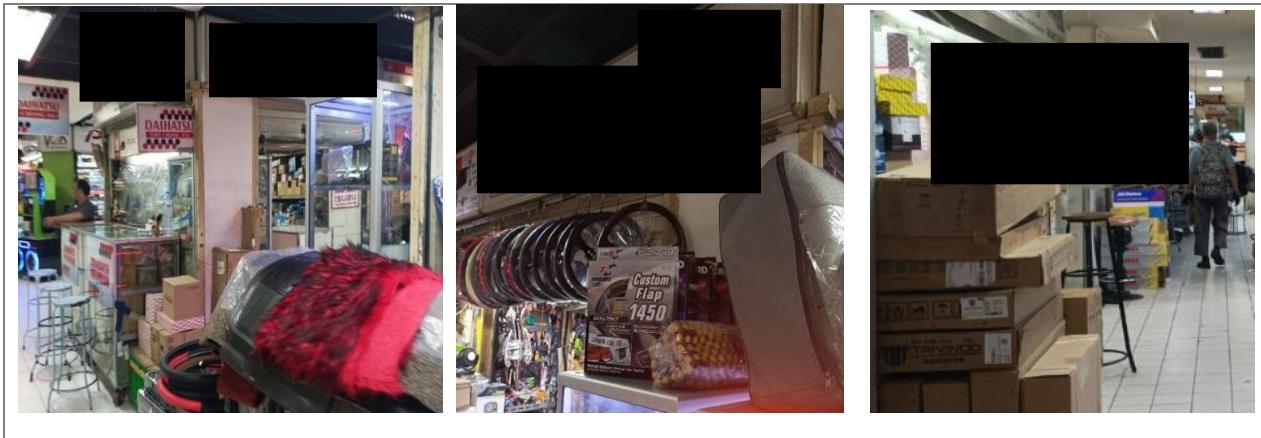
## PLAZA ATRIUM SENEN



住所 : Jl. Senen Raya, Senen, Kec. Senen, Kota Jakarta Pusat, Daerah Khusus Ibukota Jakarta

Plaza Atrium Senen は、中央ジャカルタのスネンにある中規模モールの一つである。百貨店の他に、衣料品店やスペアパーツ販売店が入居している。スペアパーツ製品はモール 5 階で販売されている。





## SENEN JAYA



住所 : Jl. Senen Raya, Senen, Kec. Senen, Kota Jakarta Pusat, Daerah Khusus Ibukota Jakarta

Senen Jaya は中央ジャカルタにあるホットスポットであり、腕時計販売店が立ち並ぶ。その一方で、サングラス、バッグ、電子機器を販売する店舗も多い。Senen Jaya で腕時計を販売する店舗の約80%は、国内ブランドの製品を販売している。日本ブランドの腕時計やバッグも一部で販売されている。



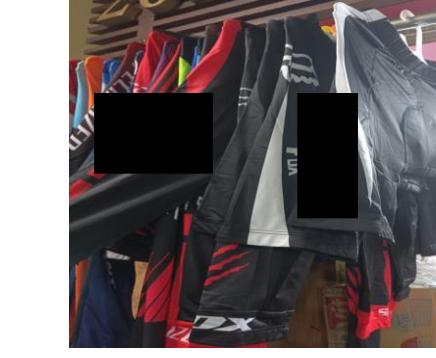


バッグの模倣品

## 東ジャカルタの市場

### PGC CILILITAN

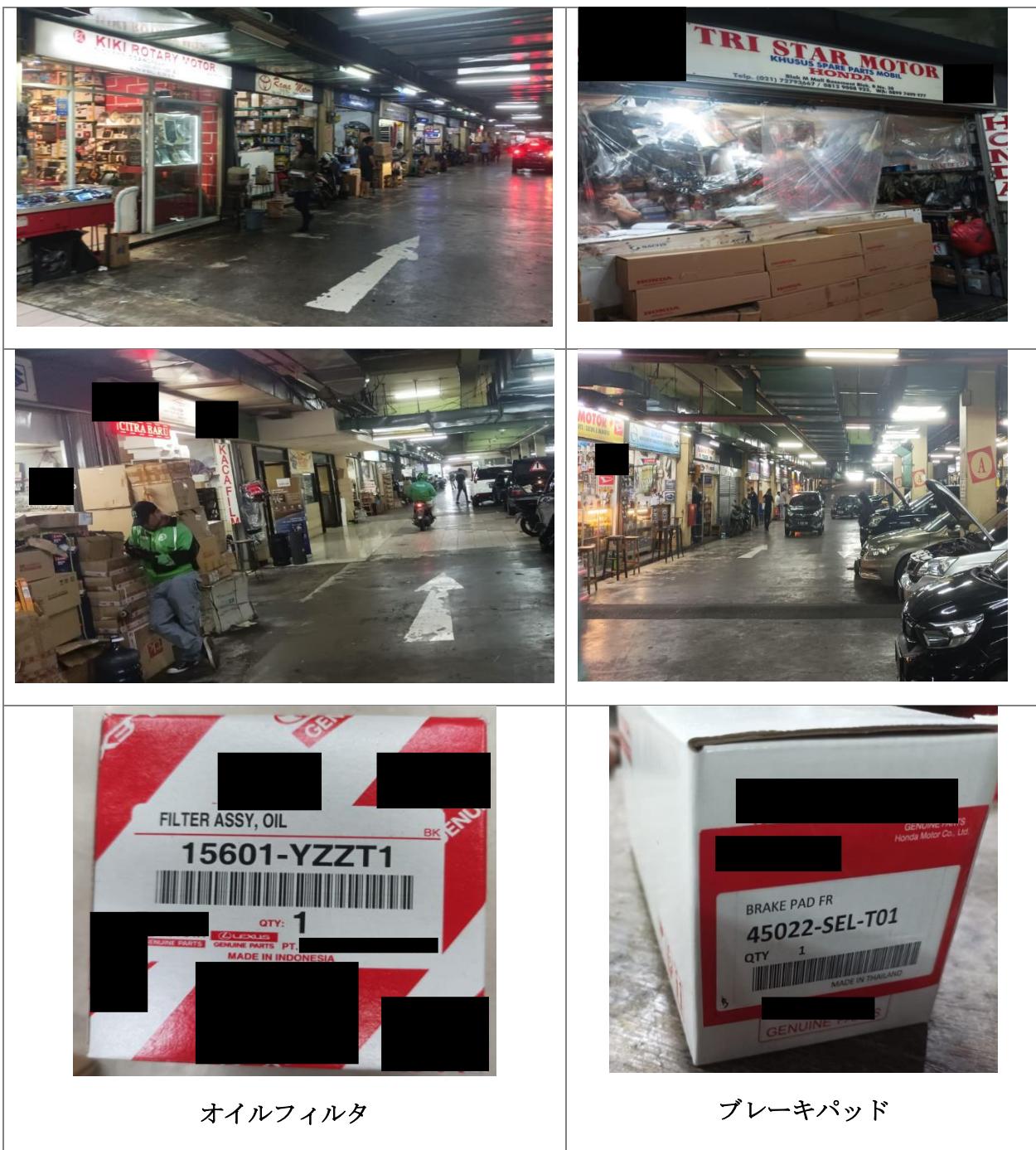
	<p>Pusat Grosir Cililitan (PGC) は、日本ブランドを含む衣類、コンピューター、携帯電話と関連アクセサリー等の各種製品を販売している東ジャカルタの主要地区である。</p>
	
	

			ショートパンツ	ジャージ
			靴	ショートパンツ
				USB フラッシュ ドライブ

## 南ジャカルタの市場

### BLOK M MALL

	<p>Blok M のスペアパーツ販売店に入居していた販売業者は、オートパーツセンターから Duta Mas Fatmawati に移転した。また、Autopart Kemayoran からも一部の店舗が移転している。カーアクセサリーとスペアパーツを販売するこのセンターは、南ジャカルタ最大の市場である。店舗の前に荷下ろし用のスペースがあるため、顧客は気軽に整備やスペアパーツの交換ができる。その他の利点としては、店舗が屋内にあること、仲介業者が介入しないこと、広い駐車場があることが挙げられる。</p> <p>この市場では日本ブランドのスペアパーツが販売されている。これらの製品が正規品であるか模倣品であるかを確認するには検証が必要である。</p>
<p>住所 : Melawai, Kec. Kby. Baru, Kota Jakarta Selatan, Daerah Khusus Ibukota Jakarta</p>	



### PASAR TAMAN PURING



住所 : Jl. Kyai Maja, Kramat Pela,  
Kec. Kby. Baru, Kota Jakarta Selatan, Daerah  
Khusus Ibukota Jakarta

南ジャカルタにあるPasar Taman Puringは、スニーカーとスポーツシューズの模倣品の主要販売地区として知られている。この市場で販売されている日本製品/ブランドの模倣品と米国製品/ブランドの模倣品を比較したところ、販売数はほぼ同じであった。

平均すると、靴の価格は正規価格よりも約75%割安の価格で販売されている。これらのモールで販売されている衣類は、正規価格よりも平均して35%安い。



日本ブランドと米国ブランドの靴が  
陳列されている



日本ブランドと米国ブランドの靴が  
陳列されている



靴



靴



ジャージ



ジャージ

### タンゲランの市場（ジャカルタ市外）

#### CILEDUG AREA



住所 : Jl.Ciledug Raya, Ruko Pondok Lestari, Jl.HOS Cokroaminoto, Kota Tangerang, Banten 15157.

南タンゲランにある Jl.Ciledug Raya は、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、炊飯器等の電化製品やその他の家電製品で知られている。また、オートバイのスペアパーツを販売している市場としても知られている。顧客の大半は Ciledug 地区周辺に住む人々である。



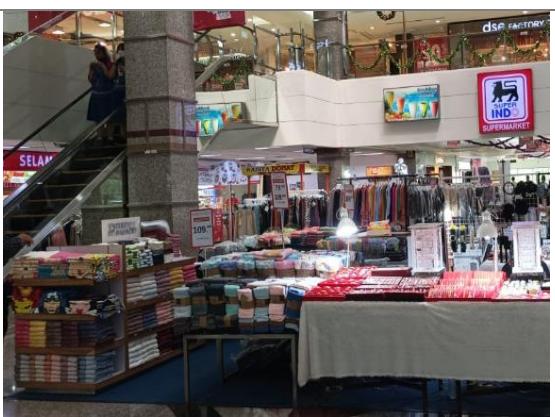


## CBD MALL





## B S D P L A Z A

 <p>住所 : Jl. Pahlawan Seribu Sektor 4, Lengkong Wetan, Kec. Serpong, Kota Tangerang Selatan, Banten, Indonesia</p>	<p>BSD Plaza は南タンゲランにあるモールの一つである。このモールには、百貨店の他にも各種衣料品を販売する売店/出店が入居している。ほとんどの製品・ブランドは米国由来である。日本製品に関しては、ショートパンツ等の少数の衣類が販売されているが、品質は低い。これらのモールで販売されている模倣品衣類は、正規価格よりも平均して 60%安い。</p>
	
 <p>ショートパンツ</p>	 <p>バッグ</p>

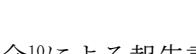
## 2.2 オンライン調査

### 2.2.1 序論

インドネシアはデジタル経済への転換を図ろうとしている。オンラインコマースは、デジタル経済の大きな要素であり、オンライン販売は急増している<sup>6</sup>。そのため、デジタル IP の侵害がリスクになっている。現在のマーケットプレイスは、デジタルにパッケージ化された市場のようなものであり、購入のしやすさが優先されている。その一方で、マーケットプレイスでの取引のしやすさは、IP を侵害しうる模倣品の流通機会も生み出す。模倣品が流通することは、特に消費者にとって不利益となる。

さらに、インドネシアでは、新型コロナウイルス感染症のパンデミック発生によってオンラインで買い物する人が増えた。E コマース部門の年平均成長率（CAGR）は、2020-2021 年の期間に 52% 上昇した<sup>7</sup>。これに伴い、販売業者がインドネシアのオンラインマーケットプレイスに大量の模倣品を容易に供給できる完全なエコシステムが生まれ、ブランド所有者の評判に深刻な影響を及ぼしている。

インドネシアの大手 E コマースサイトを以下に示す（2022 年第 1 四半期）<sup>8</sup>。

マーチャント	サイト訪問数（百万件）
 tokopedia	157.23
 Shopee	132.7
 Lazada	24.69
 bukalapak	23.1
 Orami	19.95
 blibli.com	16.33
 Ralali.com	8.88
 ZALORA	2.78
 JD.ID	2.55
 BHINNEKA	2.36

2019 年初頭の USTR<sup>9</sup>と欧州委員会<sup>10</sup>による報告書は、世界的な模倣品と海賊版の販売に直接または間接的な役割を果たしている東南アジアのオンラインマーケットプレイスとして、IP 所有者と利害関係者は Bukalapak、Tokopedia、Shopee を挙げたと報告している。

B2C（消費者向け取引）および B2B（企業向け取引）におけるインドネシア最大規模の E コマースプラットフォーム Tokopedia は、教科書、衣類、スポーツ用品、食品と飲料、宝飾品、皮革製品、腕時計、化粧品、おもちゃを含む各種模倣品の販売を容認していることが指摘された。B2C におけるインドネシア最大規模の E コマースプラットフォーム Bukalapak は、電子機器、衣類、ファッショナブルアクセサリー、書籍、映画、携帯電話、自動車と発動機のスペアパーツ、工業製品、農薬の模倣品販売を容認しているとして記録されている。同プラットフォームで販売されている製品の大多数は中国本土に由来する。東南アジア最大規模の E コマースプラットフォーム Shopee に関しては、腕時計、宝飾品、皮革製品、衣類、ファッショナブルアクセサリー、食品と飲料、スポーツ用品、医薬品を含む大量の模倣品の販売を容認しているとして、2020 年に利害関係者によって報告されている。

一方で、ほとんどのプラットフォームが IP 侵害通知を受けて製品を削除する等、改善も見られる。IP 所有者とプラットフォームの間での協議と協力が増えたことで、過去 2 年間で製品の削除はより迅速かつ効率的に行われるようになっている。IP の侵害を繰り返し行う行為が多いため、インドネシアにおいて繰り返される侵害行為に対応するためのより包括的で強固なシステムが必要である。実際には、三振アウト制、IP 侵害行為を繰り返し行った業者または IP 侵害製品をオンラインで大量に販売した業者の追放/ブラックリスト記載またはサービス（決済システム等）へのアクセス拒否等、様々な是正策が検討されるべきである。

また、市場における模倣品と海賊版製品の流通を阻止するための政府の取り組みを支援する Indonesian E-Commerce Association (idEA) という団体もある。このコミットメントは、IP の法的保護政策への賛同として、プラットフォームを含む業界の企業間における協力協定を通して示されている。idEA は、業界の利益に関する規則を定める政府や E コマース業界のエコシステム確立において直接的に重要な役割を果たす他の団体との関係を含め、業界の企業とパートナーの間で継続的に良好な関係を構築するための橋渡し役を担っている<sup>11</sup>。

## 2.2.2 模倣品のオンライン市場調査

大手 E コマースプラットフォームに関するオンライン市場調査は、日本ブランドに重点を置いて、Tokopedia、Shopee、Lazada および Bukalapak を対象に実施された。スキンケア、衣類、履物等の各種製品カテゴリーの販売件数が最も多かったのは Tokopedia であり、その次に Shopee が続いた。日本のスポーツ用品、衣料ブランド、履物に関しては、それぞれ 6,751 点、3,344 点、5,438 点の製品が Lazada で販売されていた。

<sup>6</sup> <https://www.statista.com/statistics/280925/e-commerce-revenue-forecast-in-indonesia/>

<sup>7</sup> [https://www.bain.com/globalassets/noindex/2021/e\\_economy\\_sea\\_2021\\_report.pdf](https://www.bain.com/globalassets/noindex/2021/e_economy_sea_2021_report.pdf)

<sup>8</sup> <https://www.statista.com/statistics/869700/indonesia-top-10-e-commerce-sites/>

<sup>9</sup> [https://ustr.gov/sites/default/files/2019\\_Review\\_of\\_Notorious\\_Markets\\_for\\_Counterfeiting\\_and\\_Piracy.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/2019_Review_of_Notorious_Markets_for_Counterfeiting_and_Piracy.pdf)

<sup>10</sup> [https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/december/tradoc\\_159183.pdf](https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/december/tradoc_159183.pdf)

<sup>11</sup> <https://idea.or.id/about-us?lang=en>

E コマースプラットフォームで模倣品と正規品を見分ける主な手段は価格の比較である。サイトで販売されている正規品と比較すると、模倣品と疑われる製品は開きのある価格で販売されていた。価格帯は様々な要素に基づき異なる。例えば、正規品の価格が低い場合（日用消費財等）、または価格差が非常に大きいラグジュアリーブランド製品の場合は正規品の価格が模倣品と疑われる製品よりも高い場合等である。衣料品に関しては、インドネシアの販売業者は多くのケースにおいてシンプルな衣服に有名ブランドの名前を貼付し、消費者がブランドが付いた製品を安価で入手できるよう、正規価格よりもかなり低い価格で販売している。プラットフォームに掲載されている現地購入者のレビューを見ると、製品の品質に関するネガティブなレビューが掲載されていることから、模倣品であることが疑われる。これらのプラットフォームでは、中古品が販売されている場合もある。

製品が模倣品であることを示すもう一つの兆候は、「KW」という用語の使用である。製品名の前にある KW という用語は偽物を意味する。しかし、最近では製品が模倣品であることを顧客に知られないため、KW を使用する販売業者は少ない。最近では、「ori pabrik（製造元経由の正規品）」または「ori china（中国経由の正規品）」というフレーズが使われている。いずれのケースにおいても、「ori」という単語が使われており、これはその製品が正規品だが、ブランド所有者経由の正規品ではないことを意味する。

### 3. 最近の政策と主な法改正

近年、インドネシアの IP 制度は数回にわたって改善された。IP 法が改正されたことが改善の大きな理由である。IP は、商標、意匠、特許、著作権、営業秘密等を対象とする個別の法律によって規制されている。近年実施された主な法改正以下で概説する。

#### 3.1 税関

模倣品および海賊版製品の水際での取り締まりを実現するため、2018 年に新たな税関制度が構築されたが、この制度はインドネシアに子会社を持たない海外の IP 所有者には解放されていない。インドネシアでは、財務省施行規則 No. 40/PMK.04/2018 の発効に伴い、IP 権（商標と著作権のみ）の水際での執行が 2018 年 6 月 16 日以降可能になった。しかし、実際のところ、この制度には、IP 侵害製品の市場流入を防止する施策の実効性に影響するいくつかの障壁が存在する。税関登録制度において海外のブランド所有者が直面する特に大きな障壁は、現地企業を経由して登録申請を行わなければならないという要件である。海外のすべてのブランド所有者がインドネシア国内に子会社を持っているわけではないため、この要件が問題となっている。この他にも複雑な司法制度等の問題がある。侵害品に対する留置命令を発行するには、ブランド所有者は極めて短期間のうちに商事裁判所に申請しなければならない。また、すべての業務費用をカバーするための保証金として 1 億ルピア（約 7,200 米ドル）を支払わなければならないため、多額の費用がかかる。

税関当局は現在までに、IP 所有者から 6 件、現地企業から 4 件、多国籍企業から 2 件の登録申請を受領している。申請を行った多国籍企業は、PT Procter & Gamble Home Products Indonesia および直近の PT 3M Indonesia である。

IP 侵害品に関する税関による差押えは計 7 回に上る。2022 年、税関職員と犯罪捜査部（Bareskrim）は、知的財産権総局（DGIP）と共に、PT Standarpen Industries で同社のペンの模倣品を破壊した<sup>12</sup>。また、最近では東ジャワのスマランで GILLETTE 製のカミソリの模倣品も摘発されている。

#### 3.2 IP に関する法令

##### 3.2.1 オムニバス法

2020 年 11 月、インドネシアの大統領は、雇用創出法「2020 年法律第 11 号」を正式に制定した。この法律は一般的に「オムニバス法」として知られている。オムニバス法は、ライセンシング手続きを簡素化し、様々な法規制を整理するとともに、中央政府がグローバル規模およびその他の変化や課題に対処するための政策を迅速に決定すること等を通して、投資の誘致、雇用の創出、経済の促進を目指すものである。<sup>13</sup>

オムニバス法により、登録期間の適用に関する特許法と商標法を含む 75 以上の現行法が改正された。

##### 3.2.2 2023 年刑法第 1 号

2023 年 1 月 2 日に新たな刑法が公布され、3 年後の 2026 年 1 月 2 日に発効する。第 388 条には、物品／パッケージへのブランドの不正貼付またはブランドの偽造に対して 4 年以下の禁固および 5 億ルピア以下の罰金を定めた規定が含まれる。

この規定は商標法に基づく登録商標ではなく、「ブランド」を対象としているため、模倣品に関する依拠できる範囲の広い規定になりうる。

対象の同一品／類似品の登録商標の侵害のみを規定した商標法とは異なり、第 388 条第 1 項 c 号は、他の種類の物品／パッケージにブランドを使用した者に刑事罰が適用されるとしている。

そのような刑事訴追は、所有ブランドが偽造されたブランド所有者が告訴した場合のみ可能である。

##### 3.2.3 知的財産権総局による最新情報

<sup>12</sup> <https://megapolitan.kompas.com/read/2022/09/08/17281351/rugikan-pt-standardpen-rp-2-miliar-13-juta-pulpen-palsu-asal-china?page=all>

<sup>13</sup> <https://investmentpolicy.unctad.org/investment-policy-monitor/measures/3567/indonesia-omnibus-law-on-job-creation-has-been-enacted>

法務人権省の管轄下にある知的財産権総局（DGIP）<sup>14</sup>には、法規制の規定に従って IP 分野の政策を策定し、実行する責任がある。IP は DGIP に登録される。DGIP では、商標、意匠、特許を登録できる他、任意の著作権登録制度もある。また、DGIP は様々な政策機能も担っている。DGIP の全般的な役割は登録制度の管理であるが、執行機能も担っている。しかし、裁判所における役割は限定的である。

最近の取り組み、出来事、2022 年のプログラムの一部を以下に紹介する。

1. USTR が発行する優先監視国リストの指定国解除を目指すインドネシアの取り組みを促進するため、市場における模倣品の流通を防止および根絶するための規則を策定した<sup>15</sup>。
  - この目的は、市場における IP 権を侵害する模倣品の不正流通に明確に対処するための実効性の高い規則を策定することである。
2. DGIP の法執行機関および IP タスクフォースの人材の質改善を図るための能力育成イベント (*Advancing Intellectual Property Rights Protection in Indonesian E-commerce* (インドネシアの E コマースにおける知的財産権保護の向上) ) を通して<sup>16</sup>、E コマースにおける IP 保護の機運を高めた<sup>17</sup>。
3. 市場における模倣品の流通を阻止するための規則の草案を作成した<sup>18</sup>。DGIP による IP 執行の取り組みである<sup>19</sup>。
4. モバイル IP クリニック (MIC) 等のプログラムを開始した<sup>20</sup>。このプログラムは、インドネシアにおける IP の質を改善する上で、中央政府、地方、大学、中小零細企業の協力とシナジーの架け橋となることが見込まれる。
5. USTR の優先監視国の指定解除を視野に、捜査・紛争解決局は、五つの内部強化プログラムおよび IP 法執行の外部関係者との協力を通じて行われた取り組みを公表した。

<sup>14</sup> [www.dgip.go.id](http://www.dgip.go.id)

<sup>15</sup> 知的財産権総局が市場における模倣品の流通防止と撲滅のための規則を策定 - [Hukumonline.com](http://Hukumonline.com)

<sup>16</sup> 広報報道 ([dgip.go.id](http://dgip.go.id))

<sup>17</sup> DGIP は、国家医薬品食品監督庁 (BPOM) 、税関、国家警察、通信情報省 (MOCI) 等を含む 5 省庁で構成される IP オペレーションズタスクフォースを主導している。

<sup>18</sup> 知的財産に関する議事 ([dgip.go.id](http://dgip.go.id))

<sup>19</sup> 広報報道 ([dgip.go.id](http://dgip.go.id))

<sup>20</sup> 広報報道 ([dgip.go.id](http://dgip.go.id))

- 様々な機関との協力。DGIP は、IP 分野における法執行を強化するため、9省庁と協力して IP タスクフォースを結成した。
  - DGIP による IP 保護法の執行。2022 年 4 月、DGIP は計 40 件の IP 事件に対応した。
  - 地理的表示に関する規則の改正。
  - 市民サービス監察官 (PPNS) に関する教育と研修を通して職員の能力を強化するための能力育成。IP に関する国際犯罪に対処するための国土安全保障調査部 (HSI) との研修。
  - DGIP の様々な主要プログラムを通して実施された DGIP の公共キャンペーン、およびソーシャルメディアを通して教育を行う DGIP の出版物
6. Tokopedia と DGIP は、海賊版製品の流通対策において協力し<sup>21</sup>、DGIP と Tokopedia との協力に関する覚書 (MOU) を締結した。この覚書で両者は、IP 保護に関する情報発信に貢献すること、ならびに適用法規制に準拠した法執行の文脈においてデータと情報を交換することに合意した。

### 3.3 インドネシアの法規制および関連するティクダウン規定

#### ➤ 電子取引及び情報に関する法律に基づく通信情報省の E コマース制度

通信情報省 (KOMINFO) が所管する制度は電子取引及び情報に関する法律 (EIT 法) 22 の下で運用されており<sup>22</sup>、その下位規則として、ユーザー生成コンテンツプラットフォームを使用した E コマースのプラットフォームプロバイダーおよびマーチャントの制限と責任に関する KOMINFO の 2016 年通達第 5 号 (以下「通達」) が定められている。これらの一連の規則には強制力はないが、E コマースプラットフォームはこれらの規則に従う傾向にある。さらに、電子システムと電子取引の実施に関する 2019 年政府規則第 71 号もある。

EIT 法第 25 条は、「知的創造物の作成に使用された電子情報および（または）電子文書、ウェブサイト、およびこれらに含まれる知的創造物は、IP として保護される」と定めている。

通達は EIT 法第 15 条および第 25 条を施行し、電子システムまたはユーザー生成コンテンツプラットフォーム（以下「プラットフォーム」）がシステムを実行し、信頼できる安全で責任ある方法ですべてのコンテンツ（以下「コンテンツ」）を管理するための責任の範囲を定めている。通達の Part V (B) (1) (e) は、他者の IP 権を侵害するコンテンツを禁止している。

また、プラットフォームは、Part V (C) (1) (c)に基づき、以下の方法で苦情に対応できる。

- 禁止されているコンテンツの削除および（または）ロックを実施する
- アップロードされたコンテンツが禁止されている旨の通知をマーチャントに送る
- アップロードされたコンテンツが禁止されていないことの反証を挙げる手段をマーチャントに提供する
- コンテンツが禁止されていない場合には、苦情および（または）報告を却下する

これにより、厳密なノティスアンドティクダウン制度を規定することなく、ノティスアンドティクダウン制度が機能する実質的な体制が生まれる。通達におけるプラットフォームの定義は広範に及び、Tokopedia、Lazada 等の E コマースプラットフォームが含まれる。

最近では、電子システムに関する 2020 年通信情報相規則第 5 号も制定されている。この規則は、2019 年政府規則第 71 号が当初定めた様々な規定の施行規則である。民間機関の電子システムの構成に対処する詳細かつ完全な規則の枠組みを定めている。ティクダウンおよびアクセスロックに関する関連情報を以下に挙げる。

#### 第 15 条

- (6) 第 4 項で言及されているアクセスロック（ティクダウン）の実施を命じられた民間セクターの PSE<sup>23</sup>（E コマースプラットフォーム）は、アクセスロック（ティクダウン）命令の書簡受領から 24 時間以内に、禁止電子情報および（または）電子文書のアクセスロック（ティクダウン）を実施しなければならない。
- (7) 民間セクターの PSE が第 6 項で言及されている禁止電子情報および（または）電子文書のアクセスロック（ティクダウン）を実施しない場合、通信情報相は、民間セクターの PSE による申請理由を検討した後にティクダウンを実施するか、ISP（インターネットサービスプロバイダー）に対して電子システムのアクセスロックを実施するよう命令するか、これらの両方を実施する可能性がある。
- (8) 第 14 条第 3 項で言及されている緊急を要すると見なされる禁止電子情報および（または）電子文書のアクセスロック（ティクダウン）申請の場合、民間セクターの PSE は、警告の受領から 4 時間以内に、禁止電子情報および（または）電子文書のアクセスロック（ティクダウン）を遅延なく即時に実施しなければならない。

#### ➤ 通商法に基づく商業省の制度

商業省は、プラットフォームが事業／取引を行う方法を規制している。通商法第 65 条<sup>24</sup>は、電子システムを使用した物品およびサービスの取引を規制するものである。電子システムを経由した商取引に関する 2019 年政府規則第 80 号<sup>25</sup>（E コマース規則）は、違法コンテンツの削除を ISP に義務付けており、これには理論的に IP 侵害が含まれるはずである。しかしながら、これは基本的に消費者を保護する法令を目指すものであり、IP が明記されていないことから、IP 所有者がこの規則の恩恵を受けられるかは不明である。商業省の規則の目的は全般的に消費者を保護することであり、マーチャントの特定に役立つ可能性がある。

<sup>21</sup> 広報報道 (dgip.go.id)

<sup>22</sup> 2008 年法律第 11 号。その後 2016 年法律第 19 号によって改正された。

<sup>23</sup> Penyelenggara Sistem Elektronik (電子システムプロバイダー)

<sup>24</sup> <https://jdih.kemendag.go.id/peraturan/stream/585/3>

<sup>25</sup> <https://aseanconsumer.org/read-legislation-government-regulation-number-80-year-2019-on-commerce-through-electronic-system-e-commerce>

商業省は、電子システム経由の取引を行う企業の事業免許、広告、開発および監督の要件に関する2020年規則第50号を公布した<sup>26</sup>。この規則は、Eコマース規則で解決されなかった問題を明確化するための2019年規則第80号の施行規則である。概括すると、この規則は海外Eコマースサービスプロバイダーによる代表者の任命、および国内のマーチャント、Eコマースサービスプロバイダー、仲介サービスプロバイダーの事業免許を規制するものである。さらに、電子広告に関する要件、および国产の製品とサービスの優先義務も詳しく記載されている。

消費者保護に関する苦情、すなわち消費者保護法に基づく消費者からの苦情はこの規則によって規制される。また、ISP／プラットフォームは、苦情対応手順およびティクダウント手順を定めなければならない。これは、IPに関する規則と重複するが、IP所有者は消費者に分類されないため、IP所有者自身が苦情を申し立てることはできない。しかし、消費者がこの制度を通してIP侵害に関する苦情を申し立てることは可能である（模倣品を売りつけられた等）。

商業省規則の主な規定を以下に挙げる。

➤ 電子システム経由の取引に関する2019年政府規則第80号

第22条

PMSE（電子システム経由の取引）<sup>27</sup>に違法な電子情報コンテンツがある場合、国内のPPMSE（電子システム経由の取引の運営者）<sup>28</sup>および（または）海外のPPMSE、ならびに仲介サービス運営者は、当該の違法電子情報コンテンツによる法的な結果または影響の責任を負う。

問題となっている国内PPMSEおよび（または）海外PPMSEが、情報を把握または認識した後に迅速に対応し、電子リンクおよび（または）違法な電子情報コンテンツを削除する場合には、第1項で言及されている規定は適用されない。

解説：

「違法な電子情報コンテンツ」とは、法規制の規定に基づき禁止されているコンテンツまたは違法なコンテンツである。」

「迅速に対応」とは、違法な電子情報コンテンツの存在を知った後に即座に対処することであり、当該違法電子情報コンテンツについて他者から通知を受領した後、またはこれを自ら把握した後における、法規制の規定に従った手順の可用性等によって示すことができる。」

➤ 電子システム経由で取引を行う企業の事業免許、広告、指導および監督に関する2020年商業省規則第50号

第3条

(1) 事業者は、PMSEの事業活動を行うための事業免許を取得しなければならない。

第4条

(1) 一般貿易部門で事業活動を行う国内マーチャントは、貿易事業免許に関する法規制の規定に従って事業免許を取得しなければならない。

(2) 第1項で言及されたマーチャント以外の国内マーチャントは、各部門の法規制の規定に従って事業免許を取得しなければならない。

### 3.4 IPの啓蒙活動と教育プログラム

DGIPはIPを管轄するインドネシアの主要機関として、企業、大学、個人を対象にIPの啓蒙活動および教育プログラム等のIP普及プログラムを積極的に実施し、推進してきた。これらのプログラムの目的は、小規模企業を中心とするグループに对象を絞って、IPおよびIP保護と商業化の方法について教育することである。その狙いは、IPを所有することの価値と可能性、およびIPの管理と商業化に関する理解を促進することである。これは、事業見本市などのイベントや、企業や地域コミュニティ、IP所有者の教育を目的にインドネシア各地で開催される教育研修プログラムを通じて行われる。

地方自治体は、インドネシアにおけるIP保護を通じた中小零細企業（MSME）の発展において、以下の四つの重要な役割を担っている。

- IPに基づくクリエイティブエコノミー製品のためのマーケティングシステム開発を促進する
- クリエイティブエコノミー企業の著作権と関連する権利の記録および産業財産権の登録を促進する
- クリエイティブエコノミー企業によるIPの使用を促進する
- クリエイティブエコノミー企業の創造物であるIP製品の保護を支援する

<sup>26</sup> <https://www.hukumonline.com/pusatdata/detail/lt5eccbd5481c51/peraturan-menteri-perdagangan-nomor-50-tahun-2020/translations#!>

<sup>27</sup> これ以降、電子システム経由の取引（Perdagangan Melalui Sistem Elektronik）をPMSEという。PMSEは、一連の電子機器と手順を通して実施されるあらゆる取引である。

<sup>28</sup> これ以降、電子システム経由の取引の運営者（Penyelenggara Perdagangan Melalui Sistem Elektronik）をPPMSEという。PPMSEは、商取引において使用される電子通信施設を提供するあらゆる事業者である。

法務人権省と DGIP による最近の関連施策の一部を以下に挙げる。

- MSME による IP 登録の促進<sup>29</sup>。法務人権省は、事業立ち上げの際に商標登録を行うことを MSME に奨励した。
- デジタル技術を活用することで IP 登録を容易にする IP 制度を提示。この使いやすいサービスによって、IP 保護の申請件数が増加する見込みである。
- DGIP と WIPO がインドネシアで IP アカデミーを準備<sup>30</sup>。
- DGIP は、世界知的所有権機関 (WIPO) と協力して国家知的財産研修センター (知的財産アカデミー) の設立を準備している<sup>31</sup>。
- MIC によってインドネシアの IP 申請は 25% 増加している<sup>32</sup>
- 法執行関係者の理解を向上するため、「インドネシアの模倣品対策タスクフォースと日本企業」のウェビナーを通して、IP 保護と法執行に関する協議を実施<sup>33</sup>。

➤ 国際協力機構 (JICA) も DGIP と協力して IP の啓蒙活動を進めている。2022 年第 3 四半期には、以下に重点を置いた取り組みが実施された。

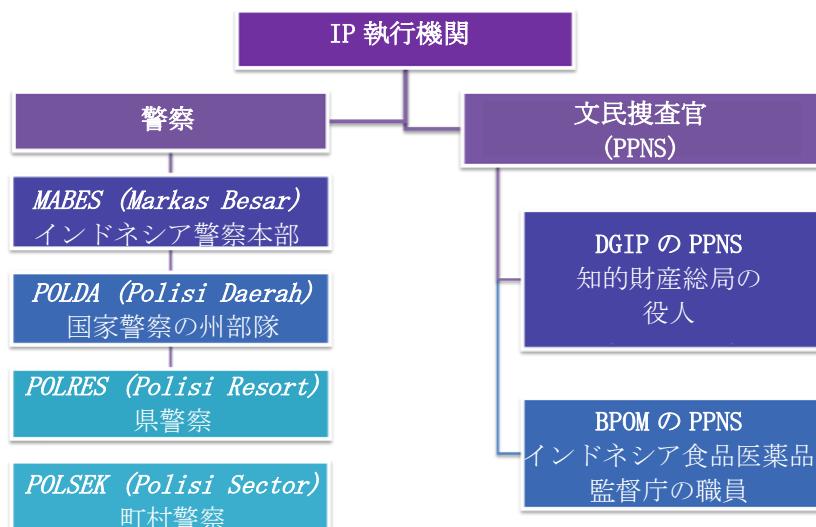
- モバイルセミナーによる IP の理解向上<sup>34</sup>
- JICA から派遣された専門家が IP の可能性の理解向上を促進するインドネシア国内の巡回セミナーを通して、適切な IP 保護の重要性を啓蒙する IP 社会化の取り組み<sup>35</sup>

インドネシア共和国観光クリエイティブエコノミー省 (Kemenparekraf/Baparekraf) は、インドネシアの観光とクリエイティブエコノミーを管轄する省である。同省の主な役割と機能は、観光とクリエイティブエコノミーの分野における政策の立案と制定であり、これらの分野における政策実施の調整と整合が含まれる<sup>36</sup>。

観光クリエイティブエコノミー省は、研修や IP の啓蒙活動を実施することで、インドネシアの中小零細企業を支援している。クリエイティブエコノミーを構築し、支援することが同省の目的であるため、著作権と意匠に重点が置かれている。同省が実施した取り組みには、音楽と映像の両方の著作権侵害に重点を置いた海賊版製品の撲滅活動<sup>37</sup>が含まれる。書籍と出版の分野においては、同省は Tokopedia での海賊版書籍の販売を防止するため、インドネシア出版協会 (IKPI) と Tokopedia の間の覚書締結も促進した。

#### 4. 模倣品取り締まり機関に関する報告

##### 4.1. 模倣品取り締まりの関連機関およびそれとの管轄と権限



セクション 3.2.1 で述べたように、インドネシア政府は模倣品を取り締まるため、以下の 9 の法執行機関および関連省庁で構成される IP タスクフォースを立ち上げた<sup>38</sup>。

- 法務人権省の知的財産権総局 (DGIP)
- インドネシア国家警察 (Polri) の犯罪捜査部 (Bareskrim)

<sup>29</sup> 広報報道 (dgip.go.id)

<sup>30</sup> 広報報道 (dgip.go.id)

<sup>31</sup> 広報報道 (dgip.go.id)

<sup>32</sup> 広報報道 (dgip.go.id)

<sup>33</sup> 広報報道 (dgip.go.id)

<sup>34</sup> 広報報道 (dgip.go.id)

<sup>35</sup> <https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/seminar-keliling-guna-mendorong-pertumbuhan-ekonomi-nasional?kategori=agenda-ki> 知的財産に関する議事 (dgip.go.id)

<sup>36</sup> <https://kemenparekraf.go.id/en/about/profile>

<sup>37</sup> 観光クリエイティブエコノミー省が海賊版製品を撲滅すると断言 (viva.co.id)

<sup>38</sup> 広報報道 (dgip.go.id)

- 財務省の税関総局 (DGCE)
- 通信情報省 (MOCI) の情報アプリケーション総局 (Ditjen Aptika)
- 食品医薬品庁 (BPOM)
- 商業省 (MOT)
- 外務省
- 保険省
- 教育・文化・研究・技術省

#### 4.2. 過去5年の模倣品事件

##### 刑事

DGIP は関連省庁の IP タスクフォースと協力し、IP 事件に関する 2022 年 7 月時点の情報を以下の通り提供した<sup>39</sup>。以下の情報は、インドネシアを優先監視対象国から外すためのタスクフォースの取り組みを伝える目的として、DGIP と USTR の代表者の間で開催された特別会議において提供された。

- 2016 年から 2022 年 7 月までの間に、インドネシア国家警察は IP 事件に対し、1,123 件の法執行を実施した。また、2022 年には 41 件の商標事件と 28 件の著作権事件を取り扱った。
- 国家医薬品食品監督庁 (BPOM) : 2022 年、BPOM は、医薬品、麻酔薬、伝統薬、化粧品、加工食品の流通に関連する 134 件の IP 侵害事件を解決した。
- 通信情報省 (MOCI) : 2022 年 7 月現在、MOCI は 769 件の IP 侵害事件を取り扱った。ソーシャルメディアとファイル共有に関連する事件は合計 265 件。

一方、DGIP の年次報告書によると、同局が 2018 年から 2021 年までに扱った IP 侵害事件の件数は以下の通りである<sup>40</sup>。2021 年のデータは、2018 年から 2021 年までの告訴の合計件数と解決件数を示している。2020 年の年次報告書では、DGIP は同局が取り扱った IP 侵害事件の件数を公表していない。

年	告訴の受理件数	告訴の解決件数	進行中	ウェブサイトのコンテンツ削除
2018	35	8	27	0
2019	41	4	37	199
2020	N/A	N/A	N/A	N/A
2021	114 (2019 年～2021 年に受理された告訴)	22	N/A	N/A

すべての事案が起訴されたわけではないが、最高裁判所ウェブサイトで公開されているデータに基づく 2019 年～2022 年 12 月までの IP 刑事事件の判決件数は、以下の通りである<sup>41</sup>。

	著作権	商標
2019	3	2
2020	-	2
2021	1	1
2022	1	-
合計	5	5
勝訴	5	4
敗訴	-	1

<sup>39</sup> 発表 (dgip.go.id)

<sup>40</sup> 年次報告書 (dgip.go.id)

<sup>41</sup> <https://putusan3.mahkamahagung.go.id/search.html>

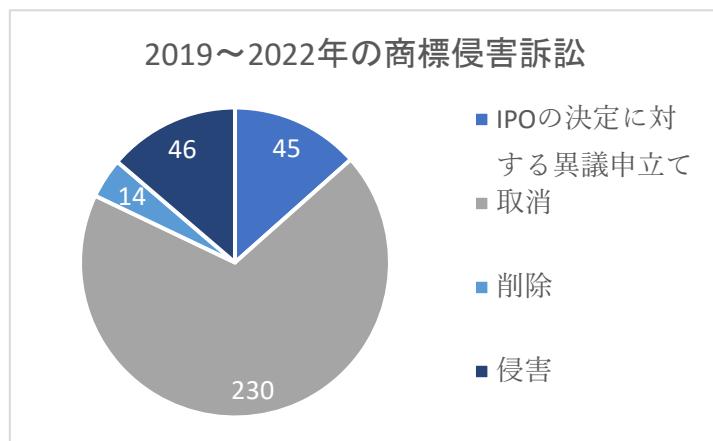
要約すると、2019年から2022年までのIP刑事事件（判決結果が入手できるもの）では、10件中9件が勝訴に至った（すなわち、約82%の確率で告訴人／原告が勝訴）。勝訴に至った9件の事件の禁固期間は3～18カ月間、損害賠償金は100万～10億ルピア（65～6万5,000米ドル）だった。

敗訴の1件は、被告（Rudy Mulyanto）によるPT.Unichemcandi Indonesiaの商標「CAP PUCUK DAUN」の不正使用に関する訴訟であった。この訴訟では、被告が登録所有者の許可なく登録商標を使用したことが証明されなかつたとして、裁判所は被告に無罪を言い渡した。被告は「PUCUK DAUN」の商標登録を申請していたことを証明し、最終的にこの商標はDGIPに登録された。

## 民事

- 現在インドネシアには、1999年大統領令第97号に基づく司法権を持つ法管轄商事裁判所が5カ所ある。
- 5カ所の商事裁判所を合計すると年間平均100件の民事事件が審理されている。
- 権利所有者の居住地がインドネシア国外の場合、中央ジャカルタの商事裁判所に訴訟を提起しなければならない。
- 2019年以降提起された訴訟の80%以上が中央ジャカルタ裁判所に提起されている。

## 商標訴訟

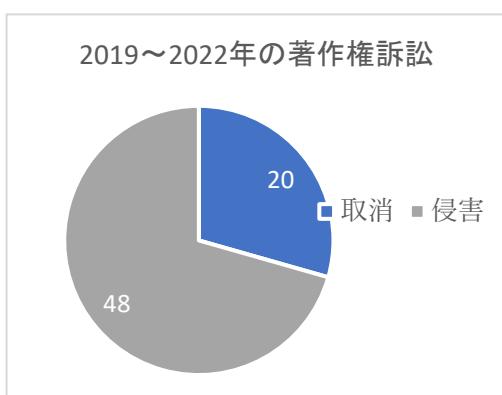


ほとんどの商標訴訟は商標の取り消しに関するものである。しかし、商事裁判所で損害が立証され恒久的差し止め命令と損害賠償金が命じられた商標侵害訴訟も数件ある。一部の商標侵害訴訟を以下に挙げる。

原告	被告	訴訟番号	判決結果	訴訟概要
PT. SUN LOGISTICS	PT. SUN LOGISTIK INTERNASIONAL	商事裁判所 : 9/Pdt. Sus-HKI/Merek/2021/PN Niaga Jkt. Pst	差し止め： 要求され、認められた  損害賠償： 12 億ルピアが要求され、認められた  最終結果： 原告の勝訴	<p>原告は、原告の登録商標（登録番号 IDM000797799）に概ね類似する商標を被告が不正使用したことに対し、商標侵害を申し立てた。</p>  <p>商事裁判所は、被告が原告の商標を侵害したことを認め、当該商標の使用停止および損害賠償金の支払いを被告に命じた。</p> <p>この訴訟では、被告人は 第一审の審理段階で出廷せず、控訴も行わなかった。そのため、裁判所の決定は最終的かつ拘束力のある決定となった。</p>
HARDWOOD PRIVATE LIMITED	PT. UNILEVER INDONESIA, Tbk.	商事裁判所 : 30/Pdt. Sus-HKI/Merek/2020/PN Jkt. Pst  控訴 : 332 K/Pdt. Sus-HKI/2021  再審請求 : 22 PK/Pdt. Sus-HKI/2022	差し止め： 要求されたが、認められなかつた  損害賠償： ルピアが要求され、認められた（金額は 300 億ルピア）  最終結果： 被告の勝訴	<p>原告は、被告による原告の登録商標「STRONG」の不正使用に対し、商標侵害訴訟を申し立てた。</p> <p>商事裁判所は、被告が 2019 年から原告の商標を侵害したことを認め、原告に損害賠償金を支払うことを被告に命じた。</p> <p>被告が控訴した結果、最高裁判所は、「STRONG」は原告が生み出した造語ではなく、「強い (strong) 」は叙述的な単語である述べた。また、第一審の審理段階で審査中だった商標登録を被告が獲得したと述べた。</p> <p>原告は再審請求を行つたが棄却された。</p>
PT. LUMINA ROYAL ETERNA	1. PT. SELARAS INTERNASIONAL ABADI 2. NARAK COLOR I Co. Ltd	商事裁判所 : 78/Pdt. Sus-HKI/Merek/2019/PN Niaga Jkt. Pst  控訴 : 742 K/Pdt. Sus-HKI/2021	差し止め： 要求され、認められた  損害賠償： 要求なし  最終結果： 原告の勝訴	<p>原告は、被告による原告の登録商標（登録番号 IDM000644336）の不正使用に対し、商標侵害を申し立てた。</p>  <p>商事裁判所は、被告が原告の商標を侵害したことを認め、当該商標の使用停止を被告に命じた。</p> <p>被告は最高裁に控訴したが、棄却された。</p>

PT. DYNASTY MAS PRIMA	1. Sudiwanto Tandiya  2. LINAGUSTIN	商事裁判所： 6/Pdt. Sus-HKI/Merek/2019/PN Niaga Sby	<b>差し止め：</b> 要求され、認められた  <b>損害賠償：</b> 190 億ルピアが要求されが、認められなかつた  <b>最終結果：</b> 原告の勝訴	原告は、被告による原告の有名な商標の不正使用に対し、商標侵害を申し立てた。    商事裁判所は、被告が原告の有名な商標を悪意に基づいて使用してきたとし、当該商標の使用停止を被告に命じた。  控訴は提起されなかった。
OCKY BUDIJARTO KARJONO	WANG CHING LUNG	商事裁判所： 46/Pdt. Sus-HKI/Merek/2018/PN Niaga Jkt. Pst  控訴：768 K/Pdt. Sus-HKI/2019	<b>差し止め：</b> 要求され、認められた  <b>損害賠償：</b> 100 億ルピアが要求されが、認められなかつた  <b>最終結果：</b> 被告の勝訴	原告は、被告による原告の登録商標（登録番号 IDM000328069）の不正使用に対し、商標侵害を申し立てた。    商事裁判所は、被告が原告の商標を侵害したことが証明されたとし、当該商標の使用停止を被告に命じた。  被告は最高裁に控訴し、勝訴した。最高裁判所は商事裁判所の判決を覆し、本件と類似する対象の訴訟（取消し）が進行中であるため、原告の申し立ては早計であるとした。商事裁判所は、商標の正当な所有者を知るために当該訴訟の判決を待つべきであった。

## 著作権訴訟



インドネシアでは、著作権の侵害は日常的に発生する。著作権訴訟の受理率は低いが、ソフトウェアの権利侵害に関する最近の判決では、損害を証明できれば相応の損害賠償が認められることが示された。

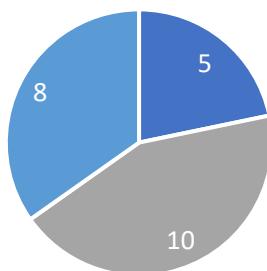
一部の著作権訴訟を以下に挙げる。

原告	被告	訴訟の番号と種類	判決結果	訴訟概要
SIEMENS INDUSTRY SOFTWARE INC.	PT KING MANUFACTURE	商事裁判所：6/Pdt. Sus-HKI/2021/PN Smg  控訴：670K/Pdt. Sus-HKI/2022	<b>差し止め：</b> 要求なし  <b>損害賠償：</b> 15 億 7,763 万 1,103 ルピア	原告は、被告による原告のコンピュータープログラムの不正使用に対し、著作権侵害を申し立てた。  商事裁判所は、被告が原告のソフトウェアを許可なく使用していたことが証明され、被告

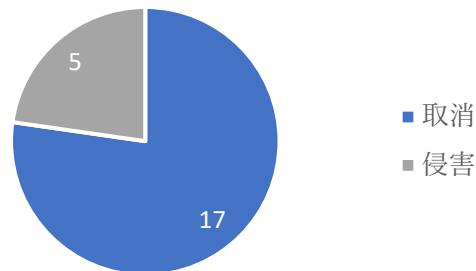
		<p><b>再審請求 :</b> 54 PK/Pdt. Sus-HKI/2022</p> <p><b>種類 :</b> ソフトウェア</p>	<p><b>の損害賠償が認められた</b></p> <p><b>最終結果 :</b> 被告の勝訴</p>	<p>が原告の著作権を侵害したとした。原告に対する損害賠償金の支払いが被告に命じられた。</p> <p>被告は最高裁判所に控訴したが、被告の事業用コンピューターに原告のソフトウェアがインストールされていたことが証明されたため、棄却した。</p> <p>被告はその後、再審請求を行い、勝訴した。</p>
INGE CHRISTIANE	<p>1. PT. BINTANG CAHAYA KENCANA</p> <p>2. GO TOYS</p>	<p><b>商事裁判所 :</b> 19/Pdt. Sus-HKI/Cipta/2020/PN Niaga Jkt. Pst</p> <p><b>控訴 :</b> 505 K/Pdt. Sus-HKI/2021</p> <p><b>再審請求 :</b> 36 PK/Pdt. Sus-HKI/2022</p> <p><b>種類 :</b> 音楽</p>	<p><b>差し止め :</b> 要求されたが、認められなかった</p> <p><b>損害賠償 :</b> 40 億ルピアの損害賠償が認められた</p> <p><b>最終結果 :</b> 原告の勝訴</p>	<p>原告は、被告が原告の楽曲を被告の玩具製品で不正使用したことに対し、著作権侵害を申し立てた。</p> <p>商事裁判所は、被告が、自社が販売していた人形において原告の楽曲「Aku Mau」を使用し、当該楽曲の著作権を侵害したことが証明されたとした。原告に対する損害賠償金の支払いが被告に命じられた。</p> <p>被告は2回控訴したが、いずれも棄却された。</p>
PT. DUIT ORANG TUA	PT. OYO ROOMS INDONESIA	<p><b>商事裁判所 :</b> 45/Pdt. Sus-HKI/Hak Cipta/2020/PN Jkt. Pst</p> <p><b>控訴 :</b> 649 K/Pdt. Sus-HKI/2021</p> <p><b>種類 :</b> 画像</p>	<p><b>差し止め :</b> 要求なし</p> <p><b>損害賠償 :</b> 10 億ルピア+100 万ドルが要求されたが、認められなかった</p> <p><b>最終結果 :</b> 原告の勝訴</p>	<p>原告は、被告が自社の宿泊施設事業を宣伝するために多くのプラットフォームで原告の画像／写真を不正使用したことに対し、著作権侵害を申し立てた。</p> <p>商事裁判所は、被告が原告の著作権を侵害したことを認め、発生した費用・手数料を支払うことを被告に命じた。</p> <p>被告は最高裁に控訴したが、棄却された。</p>
DJANUAR ISHAK	PT. ELANG PRIMA RETAILINDO	<p><b>商事裁判所 :</b> 35/Pdt. Sus-HKI/Cipta/2021/PN Niaga Jkt. Pst</p> <p><b>控訴 :</b> 991 K/Pdt. Sus-HKI/2022</p> <p><b>種類 :</b> 音楽</p>	<p><b>差し止め :</b> 要求なし</p> <p><b>損害賠償 :</b> 5 兆 1,490 億ルピアが要求され、認められた</p> <p><b>最終結果 :</b> 原告の勝訴</p>	<p>原告は、被告が原告の楽曲著作権を商業目的で不正使用したことに対し、著作権侵害を申し立てた。</p> <p>商事裁判所は、被告が商業目的で原告の楽曲を複製して原告の著作権を侵害したとし、原告に損害賠償金支払うことを被告に命じた。</p> <p>被告は最高裁に控訴したが、棄却された。</p>

NANCY J. RUBINS	1. PT. PASTI MAKAN ENAK  2. HENRY HUSADA	<b>商事裁判所 :</b> 31/Pdt. Sus-HKI/Hak Cipta/2020/PN Jkt. Pst  <b>控訴 :</b> 1138 K/Pdt. Sus-HKI/2021  <b>種類 :</b> アートインスタレーション	<b>差し止め :</b> 要求され、認められた  <b>損害賠償 :</b> 10 億ルピアの損害賠償が認められた  <b>最終結果 :</b> 原告の勝訴	原告は、原告に属するアートインスタレーションに酷似し、被告が原告の同意を得ることなく商業目的で使用した被告のアートインスタレーションに対し、著作権侵害を申し立てた。  商事裁判所は、被告が原告の著作権を侵害したことが証明されたとし、原告に損害賠償金を支払うことを被告に命じた。  被告は最高裁に控訴したが、棄却された。  本訴訟は継続しており、再審申立中である。
--------------------	---	---	---	---

特許訴訟 2019～2022年



工業意匠訴訟 2019～2022年



特許権侵害訴訟と意匠侵害訴訟の件数は少ないが、増加傾向にある。最近インドネシアでは、5G技術に関する標準必須特許(SEP)を最も多く所有するNokiaが関与する同国初の標準必須特許権(SEP)侵害訴訟が提起された<sup>42</sup>。Nokiaは、被告(インドネシアでOPPOおよびREALTIMEの電話を製造販売するために中国企業のGuangdong OPPOとRealme Chongqingが指名した携帯電話組み立て業者)が原告の特許を使用したことに対し、特許権侵害を中央ジャカルタ商事裁判所に申し立てた。商事裁判所は当事者不在を理由に原告の申し立てを棄却した。本件は、インドネシアの裁判官がSEPを熟知していないこと、および関連当事者を申し立ての当事者として考慮することの重要性を示している。

## 行政

インドネシアでは行政救済は採用されていない。

## 税関

インドネシアは、税関当局による水際でのIP執行のための二つの仕組み、すなわち、司法と職権(登録と差押え制度)を整備している。

水際でのIP侵害対策である登録と差押えの制度は、IP所有者が主に選好する仕組みである。IP侵害製品の輸出入を規制する2017年政府規則第20号は、2006年法令第17号(税関に関する1995年改正法第10号)を施行するものである。財務省はその後、IP侵害が疑われる製品の輸出入を取り締まるための記録、留置、保証、

<sup>42</sup> 商事裁判所 : 40/Pdt.Sus-HKI/2021/PN Niaga Jkt.Pst

一時停止、監視と評価に関する 2018 年施行規則第 40 号を承認し、インドネシアの水際での IP 権（商標と著作権のみ）執行に関する税関登録と差押えの手続きを定めた。

その後、インドネシア共和国財務相規則 No. 40/PMK.04/2018 of 2018（職権スキーム）が制定された。 DGCE は東ジャワのスマランで最近の事件（GILLETTE のカミソリ）を含め、7 回の摘発を行った。DGCE が実施した摘発に関する公開情報を以下に掲載する。

番号	“NHI HKI” の番号と日付	“PIB” の番号と日付	事務所	製品の種類	製品の数量
1	1/BC. 101/2019 05/12/2019	141352 03/02/2019	KPPBC TMP A Tanjung Perak	Standarpen のボールペン	858, 240 個
2	1/BC. 101/2020 15/01/2020	028847 15/01/2020	KPU BC Tipe A Tanjung Pirok	研磨紙／サンドペーパー JB-5	160 ロール (リリース) <sup>43</sup>
3	2/BC. 101/2020 07/10/2020	045233 05/10/2020	KPPBC TMP Tanjung Emas	Gillette の カミソリ	911, 280 個
4	01/WBC. 10/KPP. MP. 0101/2021 10/09/2021	052983 11/10/2021	KPPBC TMP Tanjung Emas	研磨紙／サンドペーパー JB-5	890 カートン (リリース)
5	02/WBC. 10/KPP. MP. 0102/2021 13/10/2021	052983 11/10/2021	KPPBC TMP Tanjung Emas	Standarpen のボールペン	288, 000 個
6	01/KPU. 109/2022 01/08/2022	405851 01/08/2022	KPU BC Tipe A Tanjung Pirok	Gillette の カミソリ	748, 800 個 (リリース)

## 5. インドネシアの市場における模倣品の実態に関する報告

### 5.1 模倣品の流通

上記で述べた物理的市場とオンライン市場の調査結果は、インドネシアの大手 4 社の E コマースプラットフォームを経由したオンラインでの模倣品の拡散／流通、およびインドネシアの市場における模倣品の実態を説明している。

### インドネシア国内外への輸出入地点<sup>44</sup>

<sup>43</sup> リリースとは、その製品が商標／著作権の侵害に該当しないと税関当局が判断し、インドネシアへの持ち込みを許可したことを意味する。

<sup>44</sup> <https://www.marineinsight.com/know-more/major-ports-in-indonesia/>

## 主要港湾と税関事務所



インドネシアの港湾と税関事務所の位置を示した地図  
経路分析

2022年12月16月に行われたDGCEへのヒアリング<sup>45</sup>では、DGCEは、摘発データベースに基づき、すべての主要港湾はジャワ島にあると述べた。Tanjung Priok港（インドネシア語：Pelabuhan Tanjung Priok）は、インドネシアで最も交通量の多い先進的な港湾であり、インドネシア全体の積替貨物輸送の50%以上を担っている。この港湾は北ジャカルタのTanjung Priokに位置し、インドネシア政府企業のPT Pelindoが運営している。

Belawan港は、スマトラの北東海岸部に位置し、マラッカ海峡に面している。この港は北スマトラ州最大都市のメダン市に供給しており、ジャワ島を除くと最も交通量の多い施設である。Belwan港は、パームオイル、ゴム、森林製品、紅茶、コーヒー、たばこの主要輸出に加えて、一般貨物、バルク貨物、石油の輸出を担っている。年間2,000隻、12,000,000トン、410,000TEUの貨物を取り扱っている。

Dumai港は、スマトラ本島の海岸にあり、ルパット海峡の南側に位置する。原油積出港であり、PT Caltex Pacific Indonesiaが設備を管理している。また、インドネシア海軍の船舶も受け入れている。

Gresik港はジャワ島のスラバヤ西端に位置する。Tanjung Perak港が建設されるまでは、スラバヤ海峡の主要港であった。貨物船、小型船、フェリー用の港があり、Public Port Corporationが運営している。また、パプア、カリマンタン、セレベスから材木を運搬するボートの停泊区域もある。

周辺には、Pertaminaが運営する石油精製所もある。また、一般貨物、肥料、米、材木の輸出を取り扱う施設もあり、この港の年間の入港船舶数は6,000隻以上、貨物取扱は7,000,000トン以上である。

Cirebon港は、ジャワ島北部の海岸に位置し、ジャワ海に面している。この港は島間の貿易を支える主要施設であり、砂糖、ビンロウ、米、ピーナッツ油、タピオカ、コプラ、サイザル繊維を輸出し、タバコ、セメント、鉄、リン酸塩、機械類、小麦粉、布地の輸入を扱っている。Cirebon港の年間の入港船舶数は1,100隻以上、貨物取扱量は1,800,000トン以上である。

Jambi港はTalag Dukuとも呼ばれ、バタンハリ川の河口から90海里離れたスマトラ島東海岸に位置する。ジャンビ州の輸送と貿易の拠点であり、港湾を管理するIndonesia Port Corporation IIが運営と管理を担っている。

Muara Sabakは国際船を扱う補助施設と突堤であり、バタンハリ川の入港水路から12海里離れた位置にある。この港は、小型海洋船舶、沿岸貿易船、河船に活用されている。年間の入港船舶数は約5,000隻である。

Teluk Bayur港は、西スマトラ州パダンのバユール湾に位置する。スマトラ島西海岸最大の規模と交通量を誇る港湾である。年間の入港船舶数は約3,000隻、貨物取扱量は7,200,000トンである。

### 5.2.2 税関チェックポイントでの模倣品の流通量

中国・ASEAN間の貿易量（輸入および輸出）は、2016年以降増加している。中国とASEANの2地域間貿易と経済協力は継続的に伸びている。2020年以降、ASEAN地域はEUを抜いて初めて中国の最大貿易パートナーとなった。

<sup>45</sup> ヒアリングの詳細は付属書類に掲載

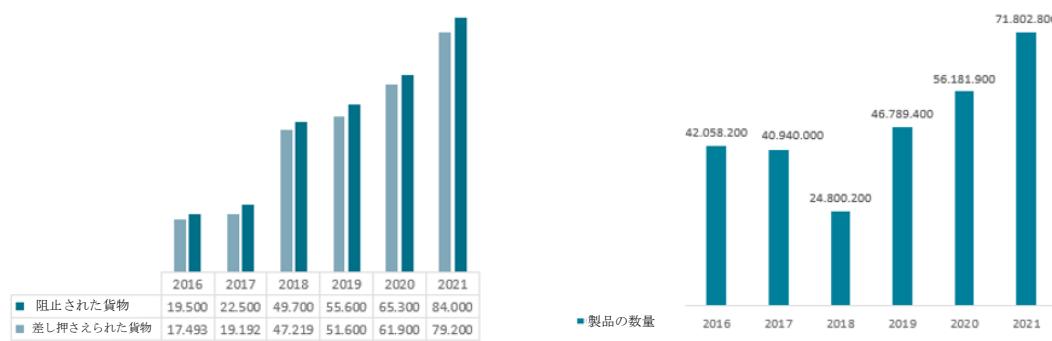
2021年、中国は世界の輸出額で最大シェアとなる14.1%を占めた。中国からの3.026兆米ドル相当の製品の輸出により、中国から世界への輸出は2020年から2021年の間に16.8%増加した。地域レベルでは、中国の輸出額の46.9%はアジア諸国向けである<sup>46</sup>。

東南アジアへの模倣品の輸出も急増している。ASEAN諸国を仕向地とする貨物の押収額は2018年から2019年の間に約450%増加し、中国からASEAN諸国への輸出総額は約27%増加した<sup>47</sup>。

中国からASEANへの模倣品の輸出規模は相当量はあるが、具体的な数字を明らかにするのは困難である。GACC（中国税関総局）、商務部、国家統計局のいずれも、税関が阻止または差し押さえられた模倣品の詳細を開示していない。また、ASEANの税関当局も詳細なデータを公表していない。

しかし、中国税関が公表した2016年から2021年までの差押えに関する以下のデータを見ると、模倣品（流出および流入）の差押え件数が継続的に増加していることが分かる。

## 2016～2021年の全体結果

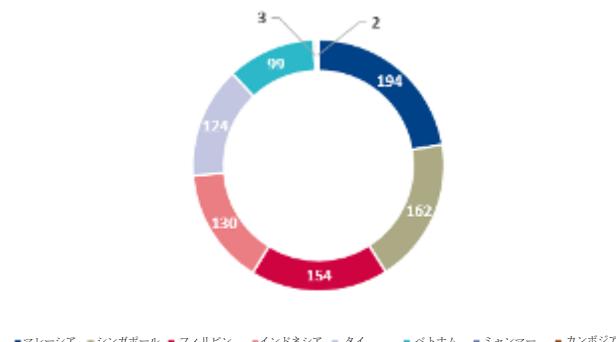


注記：2020年と2021年は新型コロナウイルス感染症の流行期。貨物と製品の差押えが増加したこと、IP保護が重要視されるようになった。

英国政府が支援した2015年のある調査は、東南アジアの模倣品の75%は中国を由来とし、セクターによっては、これらの模倣品は販売されている全製品の15%～40%に上ることを示している<sup>48</sup>。Rouseはこの2015年の調査を2021年に更新し、データに基づき、中国から東南アジアに流入する模倣品の取引価値は約350億米ドルに及ぶと評価している<sup>49</sup>。

Rouseは、中国税関が2013年～2019年に下した処罰決定の統計分析を実施し、各年の処罰決定における差押え製品の価値とカテゴリーおよび差し押さえられた貨物件数を評価することで、中国からASEAN諸国への模倣品の輸出規模を推定することを試みた。処罰決定のデータは、中国の東南アジアに対する模倣品輸出が急速に増加し、2014年には66件だった模倣品輸出の阻止件数が2018年には299件に増えたことを示している<sup>50</sup>。2014年から2019年までの中国の最大の模倣品輸出先の一つはインドネシアである<sup>51</sup>。しかし、処罰決定に至った差押えは全体の15%に過ぎず、残りは取り下げられ、IP所有者に追及されることはなかったようである。これらの事案は和解に至ったか、裁判所に持ち込まれている。この点を考慮すると、差押え件数は推定値よりもはるかに高い可能性がある<sup>52</sup>。

## 仕向国別の差押え記録



ASEAN諸国を仕向地とする製品の差押え件数と製品価値は増加<sup>53</sup>

出典：GACC | 分析：Rouse

<sup>46</sup> <https://www.worldstopexports.com/chinas-top-import-partners/>

<sup>47</sup> <https://www.karg-und-petersen.de/anti-piracy-analyst/en/southeast-asia-increasingly-in-focus-of-international-counterfeiting-routes/>

<sup>48</sup> [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/482650/China-ASEAN\\_Anti-Counterfeiting\\_Project\\_Report.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/482650/China-ASEAN_Anti-Counterfeiting_Project_Report.pdf)

<sup>49</sup> <https://rouse.com/insights/news/2021/cross-border-trade-in-counterfeit-goods>

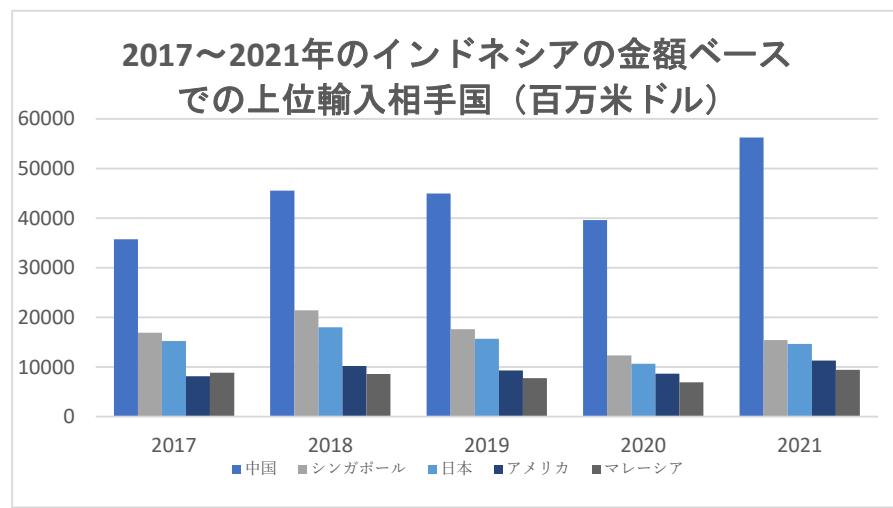
<sup>50</sup> <https://www.worldtrademarkreview.com/article/enforcement-data-reveals-destination-shift-counterfeits-originating-in-china>

<sup>51</sup> 仕向国別の差押え件数の観点で最大。2013年から2019年中盤までに記録されたインドネシアを仕向地とする差押えは130件である。

<https://www.worldtrademarkreview.com/article/enforcement-data-reveals-destination-shift-counterfeits-originating-in-china>

<sup>52</sup> <https://www.worldtrademarkreview.com/article/enforcement-data-reveals-destination-shift-counterfeits-originating-in-china>

輸入に関しては、インドネシアの最大の輸入相手国は中国であり、中国からの輸入は輸入全体の 21%を占める。以下の図は、過去5年インドネシアの上位輸入相手国（金額ベース）を示したものである<sup>54</sup>。



出典：Panjiva Data | 分析：Rouse

同期間におけるインドネシアの中国からの貿易額は大きい。また、パンデミックも、E コマースプラットフォームで販売される有形商品の E コマース取引の加速に寄与した。東南アジアにおける E コマースの売上高は、2022 年までに 380 億米ドルに達する見込みである。

最後に、中国の一路一帯構想の影響に関しては、東南アジアの模倣品流通に影響を及ぼすという明確な証拠は存在しない。一路一帯構想の結果として貿易量は増加したが、Rouse の中国での経験に基づくと、これまでのところ、模倣品流通への大きな影響または模倣品流通との相関関係は見られない。世界銀行の報告書は、一路一帯の輸送プロジェクトが完全に実行されると、世界の貿易量は 1.7～6.2%増加し、世界の実質所得は 0.7～2.9%上昇すると推定している<sup>55</sup>。しかし、実際の影響を測定できるのは数年後になるだろう。

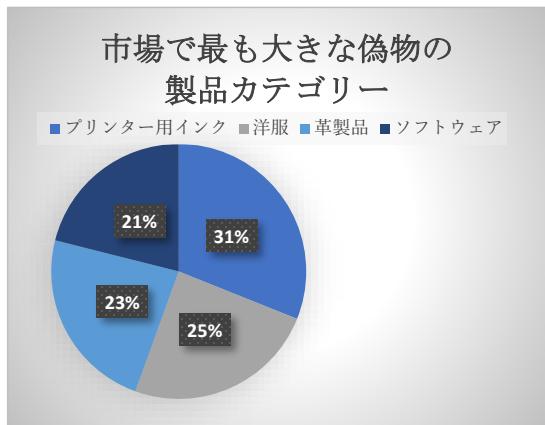
## 5.2 インドネシアにおける模倣品の製造と組立て

インドネシアで流通している模倣品のほとんどは、他国から輸入されている。インドネシアは東南アジアの他の発展途上国とは異なり、模倣品の製造国だという評判はない<sup>56</sup>。しかし、バタム（自由貿易地域、以下「FTZ」）／経済特区（SEZ）<sup>57</sup>等の FTZ では、中国やその他の積み替え港からの諸島に流入する製品の違法取引や模倣品取引を積極的に支えている。これらの地域が地理的に離れていることが、インドネシアへの模倣品の流入を支えている。

模倣品の組立てに関しては、模倣業者はブランド名の付されていない製品を輸入し、インドネシアの辺境農村地域で組み立ててラベルを貼付していることが分かっている。例えば、パダンの人里離れた村で電化製品が販売されているが、販売者は全員親族関係にあり、家内工業が確立されている<sup>58</sup>。

2022年12月15日に行ったインドネシア国家警察へのヒアリングでは、同警察は摘発データベースに基づき、ほとんどの倉庫施設はタンボラ（ジャカルタ）、タンゲラン（バンテン）およびスバン（西ジャワ）にあると述べ、小売市場に関してはジャカルタの Mangga Dua 地区にあると述べた。

## 5.3 模倣品の消費



出典：INTA | 分析：Rouse

<sup>54</sup> Panjiva のツールから生成されたデータ

<sup>55</sup> <https://www.worldbank.org/en/topic/regional-integration/publication/belt-and-road-economics-opportunities-and-risks-of-transport-corridors>

<sup>56</sup> インドネシア当局者へのインタビュー

<sup>57</sup> FTZ は、模倣品の保管、再流通、取引促進につながっている。SEZ では製品の再加工が可能であるため、ブランド名の付されていないパッケージを SEZ に送り、SEZ でブランド名を貼付してから輸送することができる。適用される国内法が存在しないこと、アクセスが不便であること、税関の監督が不足していることから、違法取引が盛んに行われている。

<sup>58</sup> Plansearch へのヒアリング調査

INTA の 2019 年報告書<sup>59</sup>によると、1995 年から 2010 年に生まれたインドネシアの Z 世代の 87%が過去 1 年の間に模倣品（衣類、履物、装身具）を購入している。回答者の 90%が IP 権の価値を理解していると述べたが、模倣品を購入するかどうかを決める際には、道徳的な問題よりも収入面での検討点が引き続き優先されている。

回答者の 73%は、ブランド名は、その製品が自分のニーズに合うものかどうかという点ほど重要ではないと感じているが、より多くの回答者が、ブランドは世の中の役に立つことをすべきだと考えている。回答者の 85%は模倣品が至る所で販売されていると述べた。模倣品に関する Z 世代の意見形成に最も大きく影響するのは収入であり、道徳心を 14%上回った。回答者の 53%は、自分が望む生活様式を支えるための資金がないと感じている。最も広く購入されている模倣品は、衣類、履物、装身具である。模倣品を購入することの利点について尋ねると、回答者の 73%が模倣品は正規品よりも見つけやすいと答えた。

インドネシアの反模倣協会（MIAP）が 2017 年に行った調査によると、模倣品がインドネシア経済に及ぼす損失総額は 291 兆ルピア（194 億 2 千万米ドル）である<sup>60</sup>。

2022 年、西ジャカルタ地方裁判所は、EPSON の偽造インクボトルを製造・販売した Amrizal Als Malik に有罪判決を下した。Malik には、1 年 6 か月の禁固刑と 5 億ルピア（約 3 万 3,000 米ドル）の罰金が言い渡された。裁判の際に Malik は裁判所に対し、週に 200～300 本のインクボトルを製造して販売し、僅か 1 年で 2 億ルピア（約 1 万 3,300 米ドル）を稼いだと述べた。また、Epson が所有する登録商標を不正使用したことを認めた。プリンターのインクボトルとカートリッジは、世界中で取引されている数多い模倣品の一つである<sup>61</sup>。

商標侵害訴訟ではないが、オニツカタイガーのブランドを所有する日本のスポーツアパレル企業アシックスに関連する訴訟もあった。アシックスの有名なスポーツシューズをコピーしたインドネシアブランドがあり、同ブランドはアシックスとオニツカタイガーのロゴと見分けがつかないロゴを使用していた。当該コピー製品は、Theng Tjhing Djie と Liog Hian Fa が製造しており、両者は自らが所有するスニーカー会社のためにオニツカタイガーのロゴに酷似するロゴを 1994 年に登録していた。2010 年、アシックスは、許可なく同社のロゴを使用したとして、60 億ルピア（現在価値で 41 万 6,000 米ドル相当）を求める訴訟を提起した。中央ジャカルタ商事裁判所は、被告のロゴが 1994 年に登録されており、これは被告がインドネシア国内で自社製品に当該ロゴを使用する権利があることを意味するとして、訴訟を棄却した。その後、アシックスが 2015 年に最高裁判所に対して行った上訴も棄却された<sup>62</sup>。当該ロゴの所有者は、世界的に知られているロゴを受けたことで、2009 年から 2012 年の間に 80,000 足の靴を販売し、48 億ルピア（現在価値で 32 万 1,840 米ドルに相当）の利益を得たと述べた。

2022 年 12 月に行った DGIP へのヒアリングでは、PPNS は、過去 3 年に日本企業から受理した事件／告訴はないと述べた。しかし過去には、ホンダの発電セットおよび発電機、ピジョンのおしゃぶり、ヤマハのオーディオミキサーに関連する訴訟が数件あった。摘発を行った際、摘発された店舗はすべて在庫数が少ない小規模店舗だったことが判明し、IP 所有者は対象者と和解合意に至り、最終的に訴えを取り下げている。

## 6. インドネシアにおける企業の模倣品対策に関する報告

### 6.1 模倣品が発見された際の対策、対策に要する時間とコスト、対策の成否の理由を説明する。また、模倣品が流通している場合の企業に対する助言も紹介する。

#### 刑事訴訟

ほとんどの IP 所有者が刑事手続きを起こす傾向にあり、多くの場合、刑事告訴を受けて警察が実施する捜査手続きの一環として、権利侵害が疑われる製品（これが権利侵害の証拠になりうる）が差押えられる。また、警察は権利侵害が疑われる製品の販売者に対する取り調べを行うこともある。多くの企業は警察とのやりとりを望んでいないため、警察の召喚令状／出頭命令だけでも、権利を侵害している販売者／被告を動搖させることができる。IP 所有者はこの機会を利用して可能な限り早急に交渉を行い、公の謝罪を条件に含む和解の合意を行うべきである。

<sup>59</sup> <https://www.inta.org/wp-content/uploads/public-files/perspectives/industry-research/INTA-Gen-Z-Insights-Indonesia-Report.pdf>

<sup>60</sup> <https://finance.detik.com/berita-ekonomi-bisnis/d-6299041/barang-palsu-banyak-gentayangan-di-toko-online-negara-rugi-segini-gedanya#:~:text=Peredaran%20barang%20palsu%20dan%20tidak%20resmi%20mulai%20dari,disebut%20menimbulkan%20kerugian%20ekonomi%20hingga%20Rp%20291%20triliun.>

<sup>61</sup> <https://newsinfo.inquirer.net/1652357/counterfeit-trade-watchdog-warns-vs-fake-printer-inks-sold-online-in-ph>

<sup>62</sup> <https://www.vice.com/en/article/3kzkyw/why-do-brands-like-asics-and-ikea-keep-losing-copyright-complaints-to-local-companies>

IP 所有者は、権利侵害が発生した地域の警察署またはジャカルタ知的財産局（DGIP）に対して刑事訴訟（犯罪の告発）を行うこともできる。しかし、権利侵害者は DGIP よりも警察を恐れていることが多いため、通常は警察への刑事告訴のほうがより効果的であり、権利侵害者との交渉において IP 所有者の立場が有利になる。

和解に至らなかった場合、地方裁判所での刑事手続きに向けて犯罪捜査が開始される。訴訟段階では、訴えを取り下げるとはできないため、IP 所有者にはさらなる交渉を行う権利がない。刑事手続きを取り下げる権利は、重要な交渉材料である。刑事手続きの不確実性が原因で検察が敗訴すると、差し押さえられた製品を権利侵害者に返却しなければならない可能性がある。

刑事訴訟は通常、大量の物理的な在庫が差し押さえられた場合に最も有効だが、訴訟を進めるのには長い時間がかかる他、大半の刑事訴訟は商標侵害に関連するものである。通常、刑事訴追は量刑の判断に至るまで 2~3 年を要し、そのプロセス全体に注意を払う必要がある。継続的なフォローアップがない場合、国家警察と PPNS での手続きが遅延することが多く、摘発後の事件が刑事訴追に進むことはほとんどない。

### 民事訴訟

もう一つの選択肢は、民事訴訟である。民事訴訟の主な目的は、金銭的な補償と差止命令である。

IP 所有者が、摘発では実現できない可能性がある一連の行為／将来的な権利侵害の禁止決定を求める場合、民事訴訟は権利執行戦略として適切である可能性がある。民事訴訟での勝訴判決は、将来的な権利侵害者に対する抑止効果としての価値もあり、警告書において勝訴判決にて言及することができる。

損害賠償額の算出は、損害賠償額を算出するための具体的な計算式やガイドラインがないため、また、この問題に対する裁判所の対処方法も事例によって異なるため、難しい問題である。実際には、損害賠償額は、権利侵害者／被告の権利侵害行為により申立人／原告が被った実際の損失に基づき算出できる。

民事訴訟は、商事裁判所に対して提起しなければならない。インドネシアには上述の五つの商事裁判所がある。どの商事裁判所に提起するかは権利侵害者／被告の居住地による。商事裁判所は訴訟の登録日から 90 営業日以内に判決を下すが、例外として特許訴訟は 180 日を要する。判決までの期間は 30 営業日伸びことがある。実際には、この期間は概ね同じであり、訴訟の提起から一审の判決まで 4~5 カ月かかる。特許侵害訴訟の場合には 6~7 カ月程度を要する。最高裁判所に至るまでには二回の上訴が必要であり、それぞれの判決は上訴を提起してから 6~9 カ月程度かかる。

### 交渉

刑事訴訟と民事訴訟は権利侵害者に対処する方法である一方で、権利所有者は、費用と時間のかかる刑事訴訟および民事訴訟を提起する前に、停止通告書を送付することで権利侵害者との交渉を検討することもできる。和解のために権利侵害者にアプローチする目的は、刑事訴訟と民事訴訟の進行が予測不可能であることを考慮し、多額の費用を負うことなく特定の結果を早期に達成するためである。結果が不確実であることから、権利侵害者との和解が推奨される。通常、IP 所有者に有利な和解合意には、権利を侵害しているコンテンツの削除、権利を侵害している製品の引渡し／破壊、新聞紙面での公の謝罪の費用負担、および侵害に対する損害賠償金の支払いに対する権利侵害者の合意が含まれる。新聞紙面での謝罪は市場における抑制力を生み出し、他の権利侵害者による将来的な権利侵害の防止につながる。

模倣品に対処する際、最も費用対効果が高い方法は、警告書を通して知的財産権所有者に有利な和解に至ることである。権利侵害者が警告書に従わない場合、商標所有者は刑事手続きを提起するか、民事訴訟で不法行為を主張することができる。

### 模倣品防止戦略

標準的な模倣品防止戦略には以下の要素が含まれる。

- 脅威の検知
- 調査
- 執行
- 訴訟

手法	権利保護策の種類	メリット	弱点／特徴
執行措置の要請	停止通告書	短時間で作成し、模倣行為を停止するよう権利侵害者に要請するとともに、要請に従わない場合に取られる可能性のある法的手段を説明できる。	権利侵害者は書簡／電話を頑なに無視する可能性がある。
	DGIPへの告訴、およびそれに続くPPNSによる捜査	PPNS (DGIP) は、権利侵害行為について専門家証人に直接確認を取ることができる（警察は DGIP の意見を参考する）	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 資源と設備の不足</li> <li>▪ PPNS は告訴に基づき作業を行う。実際には、PPNS による摘発は告訴の提出から最大 6 ~ 12 カ月かかることがある。</li> </ul>
	警察への告訴	当局と共に模倣品の問題を強調できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 透明性が引き続き問題である。</li> <li>▪ 警察が行動を起こさない。時間のかかる調査。</li> <li>▪ 警察への支払いを権利侵害者に強制する、結託による和解。</li> <li>▪ 事件が検察に送致されない。</li> <li>▪ 数量が少ない場合には非現実的であることが多い。</li> </ul>
	税関への申告	商標／著作権が税関に登録されると、税関は当該 IP 所有者／権利保有者の輸出入貨物を監視する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 登録を申請できるのは現地に事業体を持つ権利保有者のみであるため、この手法の利用は限定的である。</li> <li>▪ 短期間で行わなければならない手続きおよび（1 億ルピアまたは 7,200 米ドル）の保証金</li> </ul>
法的保護	民事訴訟	<p>大規模な権利侵害事件において民事裁判所は、困難または複雑な商標の施行等、原則の立証に最も効果的に活用されている。</p> <p>要請があれば、裁判所は衡平と善 (<i>ex aequo et bono</i>) の原則に基づき、損害の件数または損害賠償額を判断して算出できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 時間と費用がかかる。</li> <li>▪ 得策でない場合もある。しかし、特許侵害訴訟は、特許関連訴訟に伴う問題の複雑性から、民事執行という手段が必要になる場合がある。</li> </ul>
	刑事訴訟	インドネシアの IP 法には、最大の罰金	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 処罰は不十分で効果がない。</li> </ul>

		と禁固刑に関する規程がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ IP 犯罪に対する量刑は依然として一貫性に欠けている。</li> <li>▪ 得策でない場合もあるが、詳細な証拠の準備を慎重に管理すれば実行可能な選択肢になる。</li> </ul>
	仲裁、交渉、調停	コスト効率と時間効率が良い。	当事者が仲裁の実施に消極的な場合がある。

脅威の検知：市場調査、サンプルの購入および市場視察を通して、権利侵害の広がり具合、すなわち、模倣品の存在と流通や並行輸入の状況を評価する。

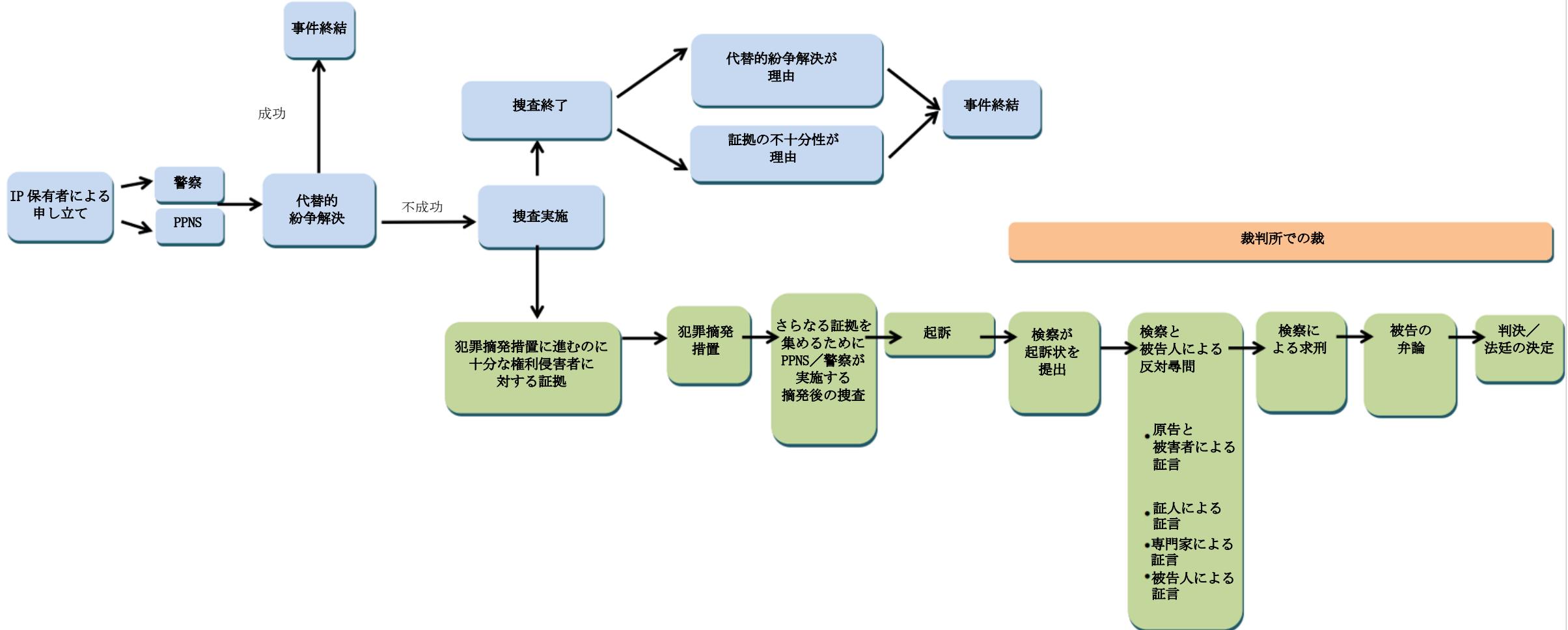
調査：IP 所有者がブランドの完全性に対する中～高度の脅威を感じた場合、次のステップは、実地調査とデスクトップでの検索を実施し、意思決定を下すための十分な証拠を収集することである。

調査を行うことは、模倣品の出所や関与している運営ネットワークを追跡する上でも有益である。これには、サプライチェーンからの流出または流通ネットワークにおける違反を見つけるための国をまたいだ作業が伴うことがある。

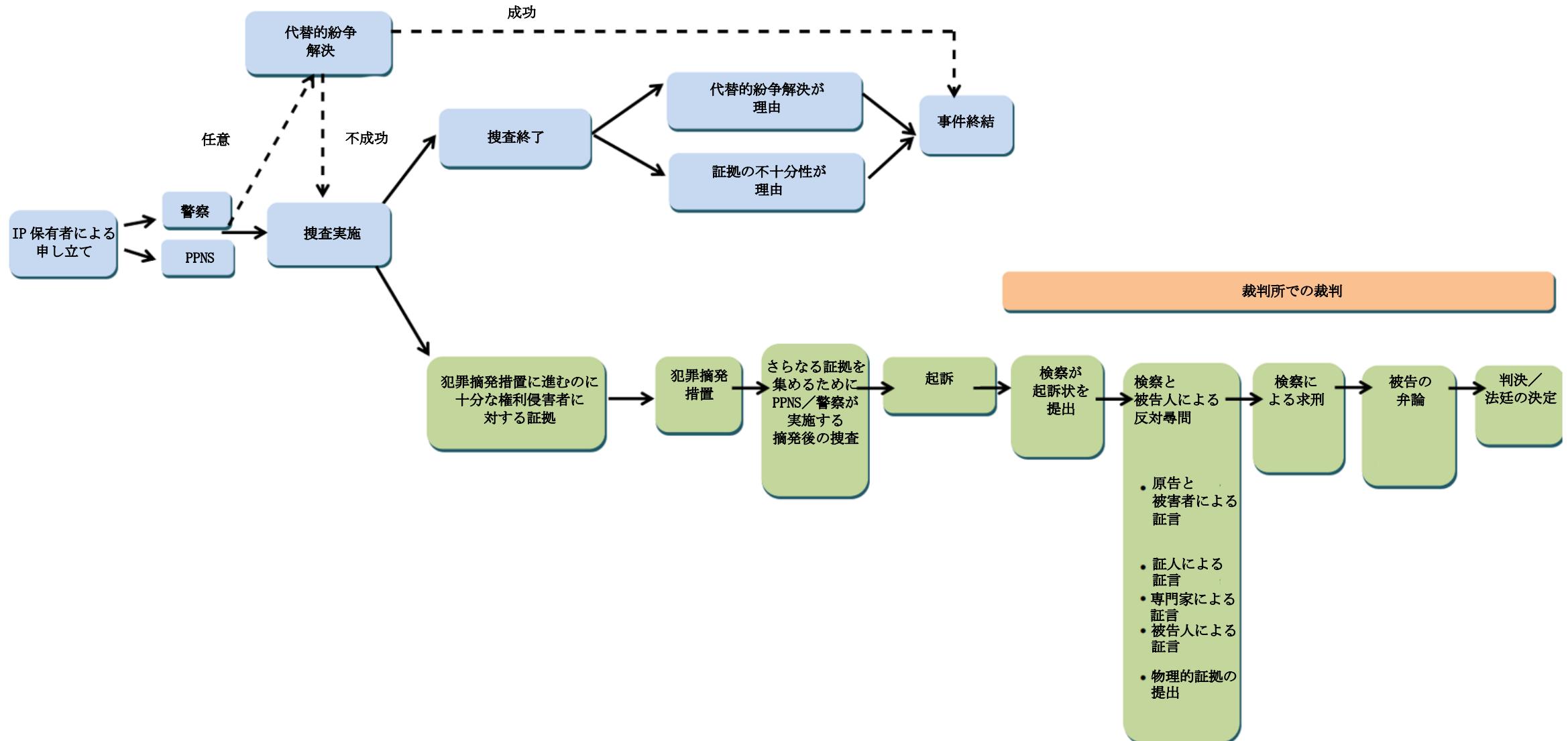
執行：執行前の手順には、警告書と削除通知が含まれ、相手がこれらに従わない場合、差押えおよびさらなる調査を行うための関連当局への報告につながりうる。

訴訟：IP 所有者は最後の手段として、恒久的な差止令や損害賠償請求のために地方裁判所に対して訴訟を提起することができる。

付属書1B：著作権刑事訴訟のフローチャート



付属書1A：商標刑事訴訟のフローチャート



## 6.2 オンラインの模倣品対策を含め、模倣品対策を積極的に実施している日本、欧州、米国の企業の事例

実際には多くの企業が模倣者に対処するための措置を積極的に講じているものの、以下の例を除くと、そのような措置を公表している企業はほとんどない。

**Procter and Gamble** のインドネシア子会社は、インドネシアで国際的な IP 所有者として初めて税関登録を申請した企業である。2022年12月、DGIP は財務省関税総局と協力し、「Gillette」の登録商標所有者であるインドネシアの PT Procter & Gamble Home Products の権利を侵害したとされる「Getlitey」ブランドのカミソリ 403,200 個の輸入に対する措置を実施した。PT Meyer Karya Abadi が中国から輸入したカミソリは、2022年12月にスマランの Tanjung Emas 港での執行における証拠となった。Tanjung Emas 税関事務所の職員と共に証拠の検証が行われた。

**LEGO グループ** は、ブランド保護活動を拡大している。中でもアジア太平洋地域に力を入れており、摘発を実行して市場に流通している模倣品に対する自社の権利執行を実施している<sup>63</sup>。LEGO グループは IP 戦略を毎年更新し、創造的かつ戦略的な考え方を取り入れて市場における最新の動向に対応できるようにしている<sup>64</sup>。

過去数年にわたり、**Starbucks** は進化する権利侵害の状況に対応するための模倣品防止戦略を採用している。Starbucks はオンラインでの権利侵害を追跡するため、オンラインツールを使用して販売者名と所在地のパターンやつながりを探している。この取り組みにより、コストを抑えながら、可能な限り世界の広い範囲を網羅し、最も効果的な対策を講じることができる。また、同社はプラットフォーム上の悪意のある行為者を削除するためにオンラインプラットフォームと協力している<sup>65</sup>。

**キヤノン** は模倣品の摘発と E コマースウェブサイトの監視に大きな力を注いでいる。模倣品の販売を縮小する取り組みとして、キヤノンはインドネシア当局と協力して摘発を行った<sup>66</sup>。

<sup>63</sup> <https://www.worldtrademarkreview.com/article/patience-creativity-and-determination-the-secrets-of-the-lego-groups-apac-ip-teams-success>

<sup>64</sup> <https://www.worldtrademarkreview.com/article/lego-social-media-enforcement-collaborating-fight-fakes-sustainable-disposal-of-counterfeits-takeaways-the-international-ip-enforcement-summit>

<sup>65</sup> <https://www.worldtrademarkreview.com/article/how-starbucks-protects-its-most-valuable-assets-interview-exclusive>

<sup>66</sup> 革新的な執行訴訟と啓発キャンペーンを通して模倣品と戦うキヤノン - World Trademark Review.pdf

## 付属書

### A. DGIPとの会議

会議の日付	2022年12月13日	
組織	知的財産権総局 (DGIP) ／捜査・紛争解決総局 (PPNS)	
参加者	PPNS <ul style="list-style-type: none"> <li>· Budi Hadisetyono, S.H., M.Si.、告訴および市民サービス監察官管理担当副局長</li> <li>· Jujun Jaenuri, S.H., MH、告訴セクション責任者</li> <li>· Musa Nababan, S.H.、執行セクション責任者</li> <li>· Cecep Sarip Hidayat, S.H., M.H.、防止セクション責任者</li> <li>· Noprizal, S.H., M.Si.、代替的紛争解決責任者</li> <li>· JETRO (中村一平) および Rouse (Anggraeni Tobarasi)</li> </ul>	
ヒアリング調査		
一般		
質問	回答	
市場における模倣品問題に対処するための DGIP の最近の取り組みについて	DGIP は市場における模倣品問題に対処するため、2022 年にいくつかのプログラムを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>· IP の認知向上を図るための IPR ワークショップ</li> <li>· モールの認可</li> <li>· プラットフォームとの覚書締結</li> <li>· IP タスクフォース (現在のメンバーは Bareskrim Polri、DGCE、KOMINFO および BPOM)</li> <li>· 地方事務所で 50 名の PPNS 新メンバーおよび DGIP で 10 名の PPNS 新メンバーを任命</li> </ul>	
最近、日本企業に関連する事件／告訴はあったか？	過去 3 年間、日本企業から DGIP に対する事件報告／告訴はなかった。しかし、過去に起きた以下の事件が想起される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>· ホンダの発電セットと発電機</li> <li>· ピジョンのおしゃぶり</li> <li>· ヤマハのオーディオミキサー</li> </ul> <p>摘発を行った際、摘発された店舗はすべて在庫数が少ない小規模店舗だった。すべての事件において、IP 所有者は対象者と和解合意に至り、最終的に訴えを取り下げている。</p>	
インドネシアにおける自社製品の模倣品への対処方法に関して、日本の IP 所有者へのアドバイスはあるか？	日本の IP 所有者が模倣品の流通または取引に関する確実な証拠を発見した場合に、PPNS に告訴を提出することを勧める。また、可能な場合であれば知名度の高い権利侵害者に関する告訴を提出することで、抑止効果が中小規模の権利侵害者に効果的に波及する。	
最も多く模倣されている日本製品はどの製品か？	日本の IP 所有者からの告訴がなかったため、DGIP は最新の情報を持っていない。	
DGIP は IP タスクフォースを結成したが、そのメンバーとして、IP 侵害と模倣品問題に対処する上での DGIP のアジェンダと目標は何か？	主な目標は米国の優先監視リストから外れることである。DGIP は関連するすべての省庁または執行機関に IP タスクフォースに加わってもらうよう努力している。	PPNS の局長と一部のメンバーおよび Bareskrim Polri のメンバーは、JICA との知識共有のために先週日本を訪問した。

模倣品の組立てと製造に関する理解 - 経験に基づくと最も摘発の多いのはどの市場か?	<p>ほとんどの模倣品は中国から輸入されているため、模倣品の組立てと製造に関する情報はない。</p> <p>小売市場に関しては、ジャカルタの Mangga Dua 地区と Glodok 地区が模倣品のホットスポットになっているが、IP 所有者から告訴が提出されなければ、何もすることができない。</p> <p>摘発等の抑圧措置の他に、PPNS は地方事務所を通してジャカルタ市外の団体は販売業者との交流を頻繁に実施した。PPNS は、JETRO または JETRO の会員に模倣品の識別に関する情報を提供してもらいたいと考えている。</p> <p>質問があれば PPNS は JETRO にさらなる支援を提供する。JETRO はメールで質問を送付できる。JETRO もまた、PPNS/DGIP が開催する IPR プログラムにおいて協力する意思がある。</p>
---	--

## B. インドネシア国家警察との会議

会議の日付	2022 年 12 月 15 日
組織	インドネシア国家警察、犯罪捜査部 (Bareskrim Polri) 、特別経済犯罪局
参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Brigjen Pol. Whisnu Hermawan F., S. I. K., M. H. 、特別経済犯罪局長</li> <li>• Kombes Pol. Yuldi Yusman SE MSi、産業および貿易サブセクション責任者</li> <li>• Kompol Taat, セクション責任者</li> <li>• JETRO (中村一平) および Rouse (Anggraeni Tobarsi)</li> </ul>
ヒアリング調査	
一般	
質問	回答
市場における模倣品問題に対処するための警察の最近の取り組みについて	IPR 関連の事件は、ブランド所有者から正式な告訴が提出されるまで警察は何もすることができない。模倣品が食品または医薬品の場合、警察は安全性の問題から法令／規制に基づき独自に捜査を実施できる。
最近、日本企業に関連する事件／告訴はあったか？	<p>警察はジャカルタ、スラバヤ（東ジャワ）およびマカッサル（南スラウェシ）において、ヤンマーの商標所有者であるヤンマーホールディングス株式会社からの告訴に基づき、ヤンマーのスペアパーツ、エンジンおよびこれらの部品の模倣品の摘発を 2018 年に行った。</p> <p>警察は 71 個のスペアパーツを押収したが、ブランド所有者が告訴を取り下げたため、この事件は検察に送致されなかった。警察が提供した以下のスライドを参照願いたい。</p> <p>警察は、警察が対処した CASTROL の潤滑油の IPR 事件、および警察が DGCE と協力して対処した (GILLETTE のカミソリおよび STANDARD のペン) IPR 事件に関する情報も共有した。</p>
インドネシアにおける自社製品の模倣品への対処方法に関して、日本の IP 所有者へのアドバイスはあるか？	日本の IP 所有者がインドネシアにおいて商標を既に登録しており、模倣品が流通している有効な証拠を発見した場合には、告訴を提出することを勧める。
最も多く模倣されている日本製品はどの製品か？	<p>日本の IP 所有者からの告訴がなかったため、警察は情報を持っていない。</p> <p>告訴件数が多いことから、警察はブランド所有者の国を把握しておらず、多くの注意を払っていない。警察は、可能であれば、製品が模倣されるリスクが最も高い日本企業のリストを提供するよう JETRO に要請した。このリストがあれば、警察は市場に流通している日本製品が模倣品だと疑われる場合に、JETRO またはその代表者に知らせることができる。</p>

DGIP は IP タスクフォースを結成したが、そのメンバーとして、IP 侵害と模倣品問題に対処する上での警察のアジェンダと目標は何か？	優先監視国への指定を解除してもらうため、警察は、IP 事件および DGIP のすべてのプログラムにおいて DGIP を支援する。警察は、DGIP と Bareskrim Polri のチームが日本から先週帰国したばかりだと述べた。一団の訪問には JETRO のミハラさんが同行した。  PPNS の局長である Irjen Pol. Anom Wibowo, S. I. K. M. Si は現役の警察官であるため、PPNSとの協力に困難な点はない。
模倣品の組立てと製造に関する理解 - 経験に基づくと最も摘発の多いのはどの市場か？	警察の摘発データベースによると、ほとんどの倉庫施設はタンボラ（ジャカルタ）、タングラン（バンテン）およびスパン（西ジャワ）にあると述べ、小売市場に関してはジャカルタの Mangga Dua 地区にある。  オンラインでの権利侵害に関しては、Bareskrim Polri は通常プラットフォームに連絡して販売者の情報（権利侵害が疑われる販売者の住所、連絡先電話番号、銀行口座）の提供を求め、警察による IPR 事案の捜査後、プラットフォームは警察に協力する。  質問があれば Bareskrim Polri は JETRO にさらなる支援を提供する。JETRO はメールで質問を送付できる。JETRO もまた、Bareskrim Polri が開催する IPR プログラムにおいて協力する意思がある。

### C. DGCE との会議

会議の日付	2022 年 12 月 16 日
組織	税関総局 (DGCE) ／税関総局 (DGCE)
参加者	DGCE (Monik と Firdi) 、 JETRO (中村一平) 、 Rouse (Anggraeni Tobarasi)
ヒアリング調査	
一般	
質問	回答
市場における模倣品問題に 対処するための DGCE の 最近の取り組みについて	DGCE は、現在の税関規則に基づき、二つの方法で IPR 事件に対処できる説明した。DGCE は近い将来にこれらの規則を変更する予定はない。  a. 司法スキーム（受動的な措置） すべての IPR 事件に関して、IP 所有者が要請した裁判所命令に基づき、疑わしい貨物に対する一時停止措置および現物検査を実施。IP 所有者が貨物の詳細（コンテナ番号、港湾名、到着予定日）を提供することが理想的である。  b. 職権スキーム（能動的な措置） このスキームは、商標と著作権のみに適用される。DGCE がインドネシア全国の貨物を積極的に監視するためのデータベースを得られるよう、知的財産所有者は先に税関登録を行わなければならない。
最近、日本企業に関連する 事件／告訴はあったか？	最近では、日本企業に関連する事件および日本企業からの告訴はない。DGCE は、インドネシアの日本企業に関する質問票のデータを JETRO から昨年受領したが、現在までに税関登録を行った日本企業はない。
インドネシアにおける自社 製品の模倣品への対処方法 に関して、日本の IP 所有 者へのアドバイスはある か？	DGCE が積極的な措置を講じられるように税関登録を行うか、IP 所有者が模倣品の輸送に関する詳細入手した場合には司法スキームに従うことを勧める。
最も多く模倣されている日 本製品はどの製品か？	日本の IP 所有者からの告訴がなかったため、DGCE は情報を持っていない。

DGIP は IP タスクフォースを結成したが、そのメンバーとして、IP 侵害と模倣品問題に対処する上での DGCE のアジェンダと目標は何か？	<p>IP タスクフォースと進めている現在のプログラムは概ね、能力構築と聞き取りに基づく情報共有に関するものである。事件においては IP タスクフォースが関与するのが理想的である。DGIP は IP タスクフォースの主導役であり、DGCE は DGIP のプログラムを支援している。主な目的は、インドネシアを優先監視リストから外すことである。</p> <p>現在、スマランでは GILLETTE のカミソリの模倣品に関する IP 事件が発生しており、PPNS チームは既にセマランに赴き、支援を提供している。</p>
模倣品の組立てと製造に関する理解 - 経験に基づくと最も摘発の多いのはどの港湾か？	<p>DGCE の摘発データベースによると、ジャワ島のすべての主要港（ジャカルタの Tanjung Priok 港、スラバヤの Tanjung Perak 港、スマランの Tanjung Emas 港）とのこと。</p> <p>職権スキームの設置以降、DGCE は IP 所有者から 6 件の登録申請を受けた（現地企業から 4 件、多国籍企業から 2 件）。申請を行った多国籍企業は、PT Procter &amp; Gamble Home Products Indonesia および PT 3M Indonesia である。</p> <p>DGCE は、東ジャワのスマランでの最近の事件を含め、7 回の摘発を行った。</p>

[特許庁委託事業]

インドネシアにおける模倣品流通動向調査

2023年3月

禁無断転載

[調査委託]

PT ROUSE Consulting International

独立行政法人 日本貿易振興機構

ジャカルタ事務所